# 2014 年度

# 戦前期日本の食品衛生問題

指導教授:永江雅和

研究科:経済学研究科

専攻:経済学専攻

氏名:郭 鋒

序章	先行研究の整理と問題提起	(1)
第一部	衛生行政の形成と食品衛生問題	(6)
第一章		
第一節	戦前期文部省 - 内務省衛生行政史における食品衛生問題	
第二節	戦前期日本の食品衛生史	
第二章	衛生組合の活動	(46)
第一節	静岡市衛生組合の活動	
第二節	衛生組合の活動と食品衛生	
第二部	個別産業における食品衛生・品質問題	(68)
第三章	明治期製茶	(69)
第一節	近代日本茶業の沿革	
第二節	「領事報告」からみた明治期製茶品質問題	
第三節	茶業組合資料からみた明治期製茶品質問題	
第四章	近代缶詰	———— (112
第一節	近代缶詰の沿革	
第二節	缶詰の品質問題	
第三節	業界対応	
第五章	近代製菓	(137
第一節	在来和菓子産業の存在形態	
第二節	近代洋菓子市場の形成	
第三節	和洋製菓の品質問題	
第四節	業界対応	
終章 -		(155 <u>)</u>
参考文献	武一覧 ————————————————————————————————————	(160 <u>)</u>
笙三音	中料	(167)

謝辞 -----(179)

)

)

# 序章 先行研究の整理と問題提起

戦前期の日本における食品衛生と品質改良の歴史を実証分析することが本論文の目的である。衛生行政の分析だけではなく、個別産業の実態を踏まえた食品衛生問題を検討することが本論文の特徴となる。具体的には、輸出産業である製茶・缶詰と内需産業である製菓を分析対象に、輸出相手国の食品衛生意識の変化、日本国内における食品衛生意識の変化などに注目し、時代状況によって変化する品質問題の実態を、可能な限り掘り下げて分析することとしたい。

## 先行研究の整理

)

## 1. 公衆衛生史の先行研究

食品衛生問題は、これを単純に腐敗に代表される食物の安全性の問題として考えれば人 類の歴史と共に生じた古い問題であるが、これに対する科学的知識の蓄積、社会的問題意 識の形成と、行政的対応という点で位置づけるとするならば、公衆衛生という問題領域の 形成をもって出発点と考えることでき、そこから環境衛生、食品衛生問題と問題が細分化 し、形成されてきたものと考えることができる。したがって、先行研究としては公衆衛生 に関わる研究史を最低限把握することが必要となる。まず公衆衛生の定義について、伊藤 ちぢ代は、アメリカの公衆衛生学者であるウィンスロウ(C.E.A. Winslow)の次のような 文章をもって、定義を行っている。「公衆衛生は、共同社会の組織的な努力を通じて、疾 病を予防し、寿命を延長し、身体的・精神的健康と能率の増進をはかる科学・技術である」 1、なおかつ、「そのためには、共同体による環境衛生を守る組織化された努力、感染制御、 個々人の衛生に関する教育、早期診断と予防的措置を実施する医療と看護サービスの集約、 さらに健康を維持するために十分な生活基盤をすべての個人に保障する社会システムの発 達が必要とされる」<sup>2</sup>。つまり原則としては近代国民国家が、科学的知識に基づき行政的権 力を用いて国民を疾病から予防し、健康を向上させることが公衆衛生であることになる。 その意味で公衆衛生の一部領域に属する食品衛生問題も、近代科学技術と国民国家を前提 とする「近代的」問題領域であるといえる。

上記の公衆衛生問題については、それが伝染病の予防が目的であったり、国民の栄養向上という点があったとしても、国家が国民の身体に介入するものとして批判的に分析を行うアプローチが存在する。例えば色川大吉は、近代日本の公衆衛生行政について、それを「富国強兵」路線のもとで明治政府が伝染病に対抗するため、地方衛生行政を警察行政へと従属させ、強権的に伝染病対策を推し進めたことを「衛生行政の官僚化」を招いたと批判的に指摘した。またこれとは別に当時の公衆衛生行政が伝染病対策に傾斜し過ぎた結果、内務省が避病院を建設し患者を隔離させても、伝染病流行が過ぎ去れば忘却されてしまうという行政対応の場当たり性、継続性の欠如が批判された3。また鹿野政直は、近代的概念である「健康」という心身の状態をもとに病人や「不衛生な人々」(それは多くの場合、社

会階層と密接な関係があった)が差別・排除されてしまうという、衛生制度史における近 代日本の国民像を描き、近代医療史に「隔離の思想」、「衛生観念」、「国家の主導性」とい う 3 つの論点を提示している。鹿野は、戦前の日本人を行政の衛生政策を受動的に受け入 れる存在として描き、自らの生命の主体性を獲得できていない存在と位置づけている4。尾 崎耕司は、日本における近代国民国家形成上の重要な経路として徴兵・学校・衛生の3点 を位置づけ、その3経路の分析から、日本の「イエ(戸)」を軸とする、公法上の権利義務関 係の創出とそれを実体化するための地方制度の形成について論じている5。近年では宝月理 恵が、日本における衛生を巡る研究と分析視覚の系譜を3つに分類している。すなわち① 19世紀末の「偉大な改革家」に主導される公衆衛生や衛生改良運動によって幕開かれる「近 代」を、公衆の健康を守護するメガニズムの形成過程であると捉える伝統的歴史学の系譜、 ②都市社会史の分野において、近代開港に伴い猛威を振るったコレラやペストなどの急性 伝染病への対応・防疫手段として、公衆衛生行政の強化に取り組んだ日本の近代都市行政 史研究の系譜。この分野では上記鹿野の研究に代表されるような、「衛生」を基準とする社 会的差別のメカニズムも注目されている。③統治技法の分野において、衛生問題を近代国 民国家における統治技法の一つと位置づけ、衛生行政が医学的観点から個人および家族の 健康を規制化・監視化させ、さらに監獄、学校、工場、兵舎といった場所にも個人衛生を 規範化させることにより、国民の身体に対して個人レベルまで政治的・行政的介入を可能 にした点を重視する系譜であり上記尾崎の議論などに代表される6。

以上のように、日本において、複数の分野において公衆衛生の研究が行われてきたが、近年の研究動向は上記宝月の②、③に代表されるように、衛生行政を国家による国民の身体への介入と位置づける傾向が主流であったと言える。公衆衛生行政、特に近代日本のそれが国家による身体への介入という側面を孕んでいたという指摘は否定しがたいものであろう。しかし一方で、幕末・明治期以降、急激な近代化を遂げた日本社会において、これも急激に問題化した疫病や食の安全に対する対応を行うにあたり、国家の強制力を持った介入を全否定すべきであるか否かについては筆者は疑問を覚える。また近代資本主義社会に突入した日本において上記の衛生問題分析は一つの要素を見落としているように思える。それは企業の存在である。特に食品問題については食品製造が近代化・企業化する過程で生じた問題も数多い。本論文では第1部においては行政分析のアプローチから食品衛生問題を考えるが、第2部において個別の食品産業に注目する点に特徴がある。

# 2. 食品衛生:

)

次に広義の公衆衛生問題から対象を絞り、食品衛生問題に関する先行研究を見てみよう。率直に言って歴史研究の分野において、食品衛生問題を単独で扱った研究は極めて少ない。これは日本の食品衛生問題が行政的に独立したのが、第2次大戦後1947年に制定された食品衛生法以後と考えられていることと関係があるだろう。そうしたなかで戦前の食品衛生行政全般について論じた唯一と言って良い業績は、山本俊一の『日本食品衛生史(明治編)』『日本食品衛生史(大正・昭和前期編)』『日本食品衛生史(昭和後期編)』である。山本は食品

衛生法以前の明治期から昭和期にかけて、食品衛生を巡る行政がどのような法的・行政的枠組み下で構築され、運用されてきたのかについて、明治期から今日に至るまでの衛生行政の前史を描いている7。本論文も行政制度については山本の業績から学ぶところがほとんどであることを明記しておきたい。その他個別の食品衛生問題に関する研究業績としては、細貝祐太郎編『食品衛生の歴史と科学:人はいかにして毒を知り食の汚染を防げるようになったか』による食中毒問題に対する歴史的研究8、日本食品化学研究振興財団二十世紀日本食品添加物史編纂委員会編『二十世紀日本食品添加物史』9、清水孝重による食品着色に関する研究10、光武幸による食品添加物に関する研究等、多数の研究をあげることができる11。山本をはじめとする先行研究業績に問題点をあげるとすれば、それは上記衛生史研究の潮流と同様に分析対象が行政に偏っていることであり、食品製造を行う企業に対する視点が不足してる点である。

#### 問題提起

)

上記の先行研究整理を踏まえて本論文の課題を述べるとすれば、戦前期日本における食品衛生と品質改良の歴史実証分析を主に食品製造に関わった企業努力に着目して分析する点にある。幕末開港とともに、日本社会には近代的な「文明」が押し寄せてきた。その「文明」の中にはペストやコレラといった伝染病も含まれていた。一方で、そうした「文明」の副作用に対する概念として、「衛生」という概念も日本社会にもたらされるに至った。衛生問題は、当初は前述したペストやコレラといった伝染病の防疫問題として取り組まれる。しかし、そうした問題が一段落すると、それ以外の問題点、すなわち日本社会の内部における「衛生」の不足といった問題点に注目を集まるようになっていた。そうした問題は、環境衛生という概念として独立しはじめ、さらには環境衛生から食品衛生へと細分化していった。近代化とともに、食品産業も大量生産化が進んでゆき、食品の貯蔵技術や商品化のための彩色技術など新たな段階の食の安全の問題がクローズアップされてきたのである。

もちろん、日本における食品衛生の問題を歴史的に考える際には、第二次世界大戦後に成立された「食品衛生法」の制定とこれに伴う行政・企業・国民の努力の過程を検証することが必要であることはいうまでもない。しかし、本稿においては、その前史として、「食品衛生法」が成立する以前、すなわち戦前における食の安全の歴史を企業の側面から検討することを課題としたい。

これに加えて筆者個人の立場に関わる問題関心を述べたい。近年経済成長が著しい中国は、日本に対する主要な食料品輸出国の一つであるが、「三鹿」ミルク、農薬入り冷凍餃子など様々な食品衛生問題を抱えている。その展開は、中国人民だけの問題ではなく、日本の国民にも大きく関わる問題である。それは日中両国の社会・経済問題にも影響を与えかねない問題であり、その改善・解決には国家を超えた知識の共有が必要であると考える。本稿では、近代日本戦前期における食品産業が食品衛生問題とどのような形で遭遇し、どのような対処を行ってきたのかについて、その歴史的経過を描くこととしたい。それを中

国の食品衛生問題の展開に役立てられれば幸いである。

なお本論文では、近代日本の食品衛生問題を検討するにあたり、第 1 部において食品衛生問題を含む衛生行政全般の概観を試みた後、第 2 部において製茶、缶詰、製菓という 3 つの分野を分析の対象とする。その理由について、以下のようになる。近代の日本茶業は、製糸業と同様に外貨獲得産業として位置づけられていた。生糸と異なり、日本茶は食料品として海外とりわけアメリカ合衆国市場に輸出されていたのであった。近代を通して、日本茶の品質問題の認識をめぐり、日米両国間に攻防戦が展開されていた。すなわち、近代日米間の文化差異により生じた貿易摩擦が食品衛生問題と関連して発現した事例への注目である。次に、缶詰業は、西洋的な食物保存手法が日本に導入され、後輸出産業として成長に至った貴重な事例である。それは特に近代日本の戦争遂行と密接な関係を有している。前出の尾崎耕司が近代日本国民国家形成を理解するに当たり軍隊と衛生を並列させて論じた点と問題意識を共有する部分のある分析対象である。そして、製菓業は、主に国内需要が中心的であったが、後に輸出も行われる分野である。在来の「和菓子」産業と外国から技術の導入により急成長した「洋菓子」産業の両方に注目したい。即ち食品衛生問題を「企業」活動を手掛かりに、「貿易」、「軍事」、「内需」の3経路から分析することを試みるものである。

具体的な課題として、第 1 に戦前における近代製茶品質を分析することによって、最大の製茶輸出市場であるアメリカにおける製茶品質に対する認識の変化のみならず、日本国内における製茶品質に対する認識の変化に注目し、その変化を明らかにすること。第 2 に比較対象として、近代缶詰・製菓の品質に対する認識の変化を明らかにすること。第 3 に日本茶・缶詰・製菓の品質に対する認識の変化の違いを明らかにすること、という 3 つの課題を設定している。

本稿は、分析対象を戦前期に限定し、いわゆる本格化した「食品衛生法」に至るまでの前史を研究することを目的とした。その理由は、戦後の食品衛生問題研究に比し、戦前期の食品衛生問題の先行研究は相対的に少なかったからである。なお、戦後の衛生問題は今後の課題としたい。

)

<sup>1</sup>伊藤ちぢ代「衛生行政と健康に関する法制度―健康観の哲学的基礎付けのための基礎研究―」(日本大学大学院総合社会情報研究科『日本大学大学院総合社会情報研究科和要』No.6、2005年所収)、444-445頁。

<sup>2</sup>伊藤ちぢ代、同上、444-445 頁

<sup>3</sup>色川大吉『近代国家の出発』(日本の歴史 21)中央公論社、1966年。

<sup>4</sup>鹿野政直『健康観にみる近代』朝日新聞社、2001年。

<sup>5</sup>尾崎耕司「近代国家の成立——軍隊・学校・衛生」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本 史講座 第8巻 近代の成立』東京大学出版会、2005年所収)、84頁。

<sup>6</sup>宝月理恵『近代日本における衛生の展開と受容』東信堂、2010年、4.5頁、20頁。

<sup>7</sup>山本俊一編『日本食品衛生史(明治編)』中央法規出版、1980年;山本俊一編『日本食品衛生史(大正・昭和前期編)』中央法規出版、1981年;山本俊一編『日本食品衛生史(昭和後期編)』中央法規出版、1982年。

<sup>8</sup>細貝祐太郎編『食品衛生の歴史と科学:人はいかにして毒を知り食の汚染を防げるようになったか』中央法規出版、 2013年。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup>日本食品化学研究振興財団二十世紀日本食品添加物史編纂委員会編『二十世紀日本食品添加物史』日本食品衛生協会、2010 年

<sup>10</sup>清水孝重「色と食品··食品着色料の歴史的変遷 (特集:色)」(『食品・食品添加物研究誌』 (174)、1997 年所収)、44·59 頁。

<sup>11</sup>光武幸「我国における着色料取締りの歴史: 歴史的経緯からみた着色料の存在意義」(『北海道大学大学院環境科学研究科邦文紀要』(1)、1985年所収)、22頁。

第一部 衛生行政の形成と食品衛生問題

# 第一章 戦前期日本衛生行政の概観

#### はじめに

)

本節では、戦前期の文部省から内務省衛生行政史における食品衛生問題を取り上げる。衛生行政に関する基本的文献としては、『内務省史』」と『厚生省五十年史』2という行政府の担当官庁がまとめた文献がまず存在する。1938年に内務省から厚生省が分離されるまで、食品衛生問題を含む衛生行政は同省の管轄であった。衛生行政の制度上の変化を追う上で上記文献は基本的史料と言える。個別の研究としては笠原英彦・ 小島和貴が、近代化の重要課題である医療・衛生行政のモデルを巡る議論と試行錯誤の過程を叙述し、「長与専斎から後藤新平へと改革が引き継がれる過程における、衛生行政理念の変容を描いた3。同様の系譜を持つ研究として尾崎耕司は、後藤新平の衛生思想を検討することを通じて、近代日本において地域住民の合意のもとに、衛生行政が機能する仕組みの形成過程を明らかにし、後藤新平が目指した自治的な衛生制度への展望と限界を位置づけた4。また横田陽子は、衛生行政の試験検査部門の歴史的経緯を辿り、制度に関わる専門家に注目したことにより、従来の通史にはない地方における衛生行政の歴史を明らかにしている。横田は衛生行政が科学と社会の交錯の現場であると示唆し、科学技術の進歩に加えて社会のあり方に伴っても変化するものであると指摘した。5

一方で序章でも述べた通り、衛生行政の進展を単なる進歩の歴史と位置づけるのではなく、国家による人間身体への介入の歴史と位置づける研究系譜も存在する。谷口直人は、日本における衛生行政推進上、最大の要因が伝染病の流行であったことを指摘し、「伝染病予防法」の制定過程を明らかにすることで、衛生行政確立を近代国家建設の重要な礎石として位置付けている。また地方における衛生実務については、小林丈広が、新聞、京都市参事会、臨時市医の記録、および警察の報告書を駆使して近代京都の衛生状況を検証し、コレラ防疫を契機とした近代の地域差別の変容を探り、社会的差別のメカニズムを解明した。宝月理恵は、こどもの身体管理という観点を切り口として、衛生がかかわる3つの〈場〉(国家・学校・新中間層家庭)を分析の対象として設定することにより、近代日本における「衛生」概念の展開と国民の受容の様相を検討している。

以上の研究史を意識したうえで、本章では近代日本における衛生行政の展開過程を概観 し、なかでも「食」に関わる領域における衛生概念が、戦前日本においてどのように意識 されていたのかについて明らかにすることを試みる。

# 第一節 戦前期文部省 - 内務省衛生行政史における食品衛生問題

#### 一、明治期

1872年、文部省に医務課が置かれ、衛生事務を取り扱うようになった。同課は1873年3月、医務局に昇格して、ついで1874年8月18日に「医制」9が公布されるに至った10。医制は、文部省が東京、京都、大阪の三府への達という形で発布した、医療制度や衛生行政

に関する各種規定を定めた法令であり、全 76 条から形成されていた。以下その一部を抜粋 する。

「医制」(明治七年八月十八日文部省より東京京都大阪三府へ達)11

第一条 全国ノ医政ハ之ヲ文部省ニ統フ

)

- 第二条 医政ハ即人民ノ健康ヲ保護シ疾病ヲ療治シ及ヒ其学ヲ興隆スル所以ノ事務トス
- 第三条 文部省医務局中ニ医監副医監ヲ置キ専ラ医政ヲ担任セシム
- 第四条 全国内ニ衛生局七所ヲ設ケ大中小ノ衛生局ヲ置キ文部省ノ趣旨ヲ奉シテ地方官 ト協議シ其区中一切ノ医務ヲ管理セシム 但シ海陸軍陣医院ノ事務ハ此限ニ非ス
- 第五条 各地方ニ於テ医務ニ関スル事件ハ統テ衛生局ト協議スヘシ (当分)衛生局完備セサル間ハ文部省ニ申出ツヘシ
- 第六条 地方官ニ於テ医務掛ノ吏員一二名ヲ置キ管内ノ医務ヲ掌ラシム其人名ハ兼テ 文部省並ニ衛生局ニ届ケ置クヘシ 但シ地方官吏ヨリ兼任タルヘシ
- 第七条 地方ノ医師及ヒ薬舗主家畜医等ヲ撰テ医務取締ヲナシ衛生局地方長官ノ差図ヲ受 ケ部内日常ノ医務ヲ取扱ハシム
- 第八条 医務取締ハ医師薬舗主等ヨリ出ス所ノ書類ヲ集メ毎年両度二月七日中衛生局ニ出 スヘシ

但シ臨時ノ願伺等ハ其時々地方長官衛生局ニ出スヘシ

医務取締ハ各地ノ習俗並ニ衣食住等ノコトニ付現ニ健康ヲ害スルコトアルヲ察セ ハ衛生局ニ申出ツヘシ

又流行病アリテ医師ョリ届出タル時ハ病性ノ善悪流行ノ緩急ヲ察シ速ニ衛生局並 ニ地方官ニ届クヘシ

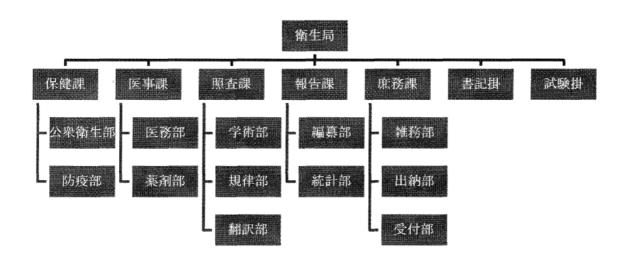
「医制」は医療行政全体に及ぶ包括的な法令であり、医療衛生全体の方針を示した訓令的性格を持つ者である。そのため直接飲食物を規制対象とするような具体的内容を持つものではなかったが、第八条に「医務取締ハ各地ノ習俗並ニ衣食住等ノコトニ付現ニ健康ヲ害スルコトアルヲ察セハ衛生局ニ申出ツヘシ」と記されたように、国民生活のいわゆる「衣食住」の習俗に関わる関連で健康被害が生じた場合、それが衛生局の所管であることが定められている。

## 1.中央の衛生行政機構

「医制」の発布に伴い、衛生行政を担当する局である衛生局が、文部省に設けられたが、制定後一年も経過しない1875年7月4日に、衛生行政は文部省から内務省へと移管された。その結果、文部省医務局は廃止され、内務省第七局を設置して衛生事務を取り扱うこととなり、翌年には、同第七局は衛生局と改称されたのである。以後、内務省衛生局が食品を

含む衛生行政全般を管轄する状況は、厚生省の設立される 1938 年まで続くこととなった<sup>12</sup>。 衛生局の組織は、内務省衛生局分課事務章程(1883 年)が定るように、五課二掛に分けられており、これを図表 I - 1 で示した。食品衛生の領域は保健課の管轄となった。保健課の下には公衆衛生部と防疫部が置かれている。公衆衛生部の職務の一つは、「飲食物ならびに顔料・染料・玩具等の取り締りにかかわる諸件を調べること」であり、今日の食品衛生に関わる領域を管掌していたことがわかる<sup>13</sup>。各府県においても、衛生行政に関わる部局が整備されてゆくことになるが、当初は後述するように、地方自治体における衛生行政は警察の所管となることとなった<sup>14</sup>。

図表 I·1 内務省衛生局組織図(1883年)



出所:総理府統計局編『総理府統計局百年史資料集成』(第1巻 総記 上)、総理府統計局、1973年、55-56頁。

## 2.東京府の機構

)

明治期の地方衛生行政は、内務省の所管下におかれたが、地方における運用を地方行政府に担わせることを構想した長与専斉の思惑と異なり、戦前衛生行政は警察の管轄化におかれることとなった。東京府における衛生行政は当初、警視庁と東京府の間で分掌する状態がしばらく続き、その後、いわゆる衛生警察制度として全国各府県レベルにまで定着してゆくこととなったのである<sup>15</sup>。1880年4月21日、東京府において衛生警察制度が制定され、警視本庁より各課各分署へ「今般各署にさらに衛生警察専務を置き、所轄内衛生取締を担当させ、事務手続きを左の通り定めた」との通達が発せられ<sup>16</sup>、同年5月1日には、「今

般各署に衛生警察専務を置いたので、各担当者は左の事項を注意し異常があれば速やかに 上官に具申しなければならない」と具体的な指針が定められている<sup>17</sup>。

上記通達の中で、食品衛生に関係し、警察が監視の対象とするものとして、下記のようなものであげられている。①人畜接近の場所に於ける馬、牛、豚、牧場、諸・賞・獣・畜飼育所、屠場、魚類乾燥場、諸市場、魚腸貯蔵場の不潔または悪臭、②腐敗・がん造等の飲食物を販売する者、③病死した鳥獣肉を販売する者、④露店において鳥獣肉を販売する者、⑤牛乳搾取人、⑥氷製造および販売人、⑦飲食物および玩具の着色料その他染料、⑧中毒死亡者および患者。同時に、東京府衛生課職制及び事務章程も定められたものの、そのなかで食品衛生に関連する記述を見出すことはできない18。

1883 年 1 月 23 日に公布された「警視庁通達衛生条項」の第九条には、食品衛生に関しては、以下のような記述がみられる。「第九条 衛生上の事務は次の条項により適宜にその実情を視察する。第一 牛乳搾取場及び売肉、凍氷店のこと、(中略)第七 未熟の果物、腐敗の飲食物あるいは有害の着色料を施した飲食物の販売に関すること、(中略)第一一魚鳥獣肉、野菜店等において販売する腐敗または有害の物品に関すること」19。

)

だろう。

さらに、1886 年 6 月 2 日に出された警視庁訓令甲第 13 号「事務分掌心得」の第 13 条で は、第一局第五課が管轄する事務のうち食品衛生に関連する事務が以下のように定められ ている。「一 牛乳搾取および販売取り締まりに関する件、一 氷雪製造及び販売取り締ま りに関する件、― 売肉取り締まりに関する件、― 腐敗・がん造その他有害食物販売の 検査に関する件、一 飲料水販売その他取り締まりに関する件、一 絵具および着色料取 り締まりに関する件一 屠畜場建設およびその営業取り締まりに関する件、一 獣畜伝染 病および疫獣焼却埋葬に関する件、一 獣類埋葬場取り締まりに関する件、一 家畜取り 締まりに関する件、一 魚干場取り締まりに関する件」20。また、 同心得の第 19 条により、 医務部が管轄する事務のうち食品衛生に関連する事務が以下のように定められていた。「一 飲食物、薬品、着色料、染料および水質等分析の件、一 獣類伝染病予防、消毒、検疫に 関する件、一 屠獣検査に関する件」21。1892年11月25日には、警視庁医務部の機構改 革が行われ、食品衛生関係の管轄事務が以下のように整理された。「医務掛 一 有害品製 造所、貯蔵所にかかわる衛生事項鑑査に関すること;獣医掛 ― 屠獣検査に関すること、 二 乳牛検査に関すること、三 馬匹に関すること、四 売肉に関すること、五 牛乳に 関すること;分析掛 飲食物、……着色料……庖・厨 具、玩弄具等の分析に関すること | 22。 水に関わる分野はコレラ・赤痢等の防疫に関連する要素が強く、屠畜に関連する分野な どはいわゆる環境衛生に属する事柄と考えることができるが、それ以外にも食品のがん造 (贋造)、着色料等の有害物質、腐敗による食中毒の問題等、食品衛生に関連する事項が総 花的とはいえ、幅広く射程に収められている点は注目に値する。ただこうした諸問題を当 時の警察行政が有効に監視し、改善できていたかといえば、それはまた別の問題であった

#### 3.地方衛生行政機構

## (1) 府県の機構

1878年の内務省乙第44号および第49号により、各府県では衛生事務担当者が置かれるようになった。1879年12月27日付内務省達乙第55号「府県衛生課事務条項」により、衛生課が設置されるようになり、衛生問題の専門家を専任者として任命し、衛生事務を取り扱うようになった<sup>23</sup>。この措置は翌年に衛生行政が警察に移管されるまでの短期間の措置であった可能性が高いが、それでも地方行政に衛生担当部局が置かれるようになる出発点として注目しておきたい。「府県衛生課事務条項」は、第2項の後半に「腐敗贋造ノ食物飲料ニ注意シ之カ取締ヲナス事」「飲食物及ヒ玩弄品ノ着色料其他顔料染料ノ取締ヲナス事」といった食品衛生関係の条文が列記されている<sup>24</sup>。

## 内務省達乙第55号(抄)25

昨明治十一年当省乙第四十四号並ニ同四十九号ヲ以テ衛生事務担当ノ吏員ヲ置キ候様相達 置候処自今更ニ衛生課ヲ設ケ略□衛生ノ大意ヲ通スル者ヲ撰テ之ニ専任シ別紙ノ条項為取 扱候様可致此旨相達候事

但シ条項ニ準シ職務章程取調可伺出事

(別紙)

)

府県衛生課事務条項

地方衛生課ハ府知事県令ノ指揮ニ従ヒ成規ニ依リテ管内衛生ノ事務ヲ整理シ其新設ノ事件及ヒ改良ノ方法ニ係ル者ハ地方衛生会ノ議ニ付シ之ヲ施行スル者トス而シテ重要ノ事件 ハ施行ノ前之ヲ内務省ニ稟議スベシ

#### 第二 飲食料取締ノ事

各地飲水ノ性質ヲ検査シ井或ハ水道ノ位置構造水源ノ掃除法等ニ注意シ之カ改良ヲ謀ル 事

腐敗贋造ノ食物飲料ニ注意シ之カ取締ヲナス事

飲食物及ヒ玩弄品ノ着色料其他顔料染料ノ取締ヲナス事

第三 清潔法注意ノ事

市場、製造場、畜場、屠場、魚干場等ノ衛生上利害ヲ検察スル事 第四 病災予防ノ事

家畜流行病伝染病ノ予防消毒法ヲ行フ事

上記内容としては、前年に出された、「警視庁通達衛生条項」と相似する部分が多く、この内務省達が、条項のベースになるものだったと考えることができる。

## (2)町村の機構

一方、1879 年 12 月 27 日付内務省達乙第 56 号「町村衛生課事務条項」により、町村に おける衛生行政の組織が定められた。町村の公選による衛生委員会を設け、戸長を助ける 形で、衛生事務を取り扱うよう定められた26。

# 内務省達乙第56号(抄)27

今般地方庁中衛生課設置ニ付テハ郡区中ニ主務相定メ担当可為致候得共町村内ニ於テ実際 人民ト接シ致世話候者無之テハ日常民間ノ実況ニ就キ行ハレ兼候場合モ不少ニ付更ニ町村 ノ公撰ヲ以テ衛生委員ヲ設ケ別冊ノ条項ニ準拠シ戸長ヲ助ケテ該町村衛生ノ事務為取扱可 申此旨相達候事

但便宜数町村連合ニテ撰用候モ不苦且委員設置ノ方法並事務取扱手続等取調可伺出事 (別冊)

町村衛生課事務条項

# 第二条 [一項略]

)

市場、製造場、畜場、屠場、魚干場等ハ其位置及ヒ建造方ニ注意シ健康ヲ害スヘキ事由 アラ之ヲ改良スルノ見込ヲ立ル事

第三条 腐敗セル魚鳥獣肉蔬菜類、不熟ノ果物不良ノ塩蔵食物、及ヒ贋造ノ粉類等ノ販売 ニ注意スル事

第四条 飲水、氷、牛乳ノ善悪其他飲料ノ腐敗贋造等ニ注意スル事

第六条 飲食物玩弄品等ノ著色料ニ注意スル事

上記内容についても、注意点としては上記内務省による都道府県達とほぼ同一の内容で あったことが確認できる。

# 4.衛生試験所

#### (1)中央の衛生試験所

衛生学は科学(化学)である。衛生行政の一領域である食品衛生行政においても、科学的知識や検査技術の進歩をなくしては、合理的な取締を行うことはできず、逆に無用な取り締まりが社会に不利益を与えてしまう可能性もある<sup>28</sup>。戦前期日本の衛生行政に「科学性」を付与するにあたり、大きな役割を果たした機関として全国に設置された衛生試験所の存在があげられる。1874年に飲食物の試験検査施設として東京にはじめて司薬場が設置された。西洋医薬の進歩に伴って西洋医薬品の需要が増加したが、当時の日本国内において自らこれを生産する能力がなく、そのすべてを輸入に頼っていたため、贋造薬が横行した問題に対処するためであった<sup>29</sup>。その後大阪、横浜、長崎の各地にも、司薬場が相次いで設けられた。司薬場はその名の通り、当初は薬品検査を主な目的として発足したのであるが、1881年12月に薬品検査のほか衛生に関するその他の項目を広く試験するようになった。食品に関するものとしては、主に塩、酒類、着色料などの試験が開始された。また、食中毒についての研究も始められ、1878年12月に内務省から各府県に対し、飲食物の中毒及び薬物の誤用などによって被害を蒙った者がいる場合は、その毒物の品名、中毒症状などを具して司薬場に報告することを義務付ける通達が発せられた<sup>30</sup>。

1883年5月に、司薬場は衛生試験所と改称され、そのなかに検明部が設けられた。同部では、大気、用水、土壌、衣服、飲食物、鉱泉等の検査を行い、また飲食物の着色料もその検査対象に含まれたほか、警察および裁判に関する分析試験も行われた。1886年に、検明部が生理、病理、化学の三科に分割され、1890年8月には、同部において従来の大気、用水、土壌、衣服、飲食物、鉱泉に関するものに加え、新たに警察、裁判、医学の化学に関するもの及び病原検索に関する諸事務も取り扱うようになった。その後1904年に、衛生上の利害及びその試験方法等の調査事務が新たに追加されて、東京衛生試験所に調査部が新設された31。

## (2)地方の衛生試験所

)

最初、国立の衛生試験所は、東京・横浜および大阪に設立され、地方警察・行政府はそこに検体を送り、検査成績通知を受け取るという形であった。しかし、このように国の衛生試験所に検査を依頼することは不便であったため、特に簡単な飲食物検査などは、府県レベルで検査できるほうが望ましいと考えられ、徐々に府県にも衛生試験所が設立されていった<sup>32</sup>。そのなかでも 1881 年という比較的早期に、県立衛生試験所を発足させている静岡県を例として取り上げておこう。

1880年3月に、静岡県浜松で開催された静岡県薬剤師総会において、「県下各警察署分署に警察薬剤師を置くの議」が上申された。これを受け、知事は1881年警察令第22号をもって、「警察衛生行政における試験主事のための心得」を定めた33。

## 警察衛生行政における試験主事のための心得34

- 第一条 行政司法における検定または分析に関して、試験主事が従事する事項は次の 通りとする。
  - 一 飲食物に関する検定
  - 一 着色玩具に関する検定
  - 一 飲食物着色に関する検定
  - 一 牛乳の良否に関する検定
  - 一 製氷の良否に関する検定
  - 一 飲料水に関する検定
  - 一 劇発物に関する検定
  - 一 裁判に関する理化学および分析薬物上の検定および分析
- 第二条 前条の検定および分析のうち繁雑でないものは従来の慣習により嘱託警察医が取り扱っても妨げないが、検定および分析の結果ならびに人の権利に関係する場合はすべて試験主事に取り扱わせなければならない。
- 第三条 裁判に関する検定および分析は、臨時その他の場合において、予審判事、検 事等の嘱託または委嘱のあった場合に取り扱わせるもので、したがってその 費用も裁判所の支弁を受けるものとする。

- 第四条 警察に関する検定および分析に関する費用は、当分の間支給に及ばない。違 警罪または予審判事等の嘱託または委嘱のない司法にわたる軽微の事件に関 する検定および分析に関する費用もまた同じ。
- 第五条 すべての試験分析等は多額の費用を要するので、極力濫用しないように努めることが必要である。

以上のように、ここであげられている検査項目が食品衛生関係と警察・.裁判関係であることに注目してみると、明治初期においてすでにこれらの検査に対する社会的要請が強かったことを知ることができる<sup>35</sup>。ただし第五条において、費用の問題から試験を「濫用」しないよう指導されるなど、その活用に制限があったことも事実である。

## 二、大正・昭和前期

)

大正期から昭和初期の衛生行政を管轄別に分けると、①公衆衛生行政(内務省衛生局所轄)、②労働(工場)衛生行政(内務省社会局所轄)、③学校衛生行政(文部省所轄)、陸海軍衛生行政(陸海軍省所轄)の4つに分類することができる36。本節では、主に公衆衛生行政の領域のうち、飲食物衛生を含む部分を中心に述べることにする。

#### 1.中央衛生行政機関

中央衛生行政機関は、行政機関、調査審議機関、研究機関、試験機関および療養機関の5 つによって構成された<sup>37</sup>。

#### (1)行政機関

既に述べたように、近代日本における最高の中央衛生行政の責任者は内務大臣であった。 内務省には、衛生局が置かれ、内務大臣が主管する一般衛生事務の補助を行った。衛生局 には、保健課、予防課、防疫課および医務課の4課があった。1924年12月の内務省分課 規定では、各科の管轄事務が以下のように定められた38。

#### 「衛生局

# 保健課

- 一 飲料水及水道水に関する事項
- 一 飲食物其の他栄養に関する事項
- 一 屠畜及屠場に関する事項
- 一 下水道、汚物掃除其の他清潔保持に関する事項
- 一 公園、鉱泉場、海水浴場、療養地等に関する事項
- 一 工場、劇場其の多衆(数)集合する場所の衛生に関する事項
- 一 小児及婦女の一般衛生に関する事項
- 一 健康増進に関する事項
- 一 衛生統計に関する事項
- 一 他課の主管に属せざる公衆衛生に関する事項

## 予防課

- 一 結核、「トラホーム」、癩、花柳病其の他慢性伝染病に関する事項
- 一 寄生虫病、原虫病及地方病に関する事項
- 一 精神病に関する事項
- 恩賜財団済生会39其の他救療に関する事項

#### 防疫課

- 一 急性伝染病に関する事項
- 一 海港検疫に関する事項
- 一 痘苗、血清其の他細菌学的予防治療品に関する事項

## 医務課

)

- 一 医師、歯科医師、産婆及療属に関する事項
- 一 薬剤師、製薬者及薬剤師会に関する事項
- 一 医師会、歯科医師会及薬剤師会に関する事項
- 一 医師試験、歯科医師試験及薬剤師試験に関する事項
- 一 薬品及売薬に関する事項
- 一 毒物、劇物其の他有害物に関する事項
- 一 売薬部外品に関する事項
- 一 薬草栽培及製薬奨励に関する事項
- 一 普通病院に関する事項 | 40

以上の管轄分類から判明するように、今日の食品衛生に関わる領域は衛生局のなかでも 保健課が担当することになっており、1920年代半ばに食品衛生に関する行政部署が、伝染 病の予防・防疫に関わる部分、医療・薬品に関わる分野からは区分されてきたことがわか る。

# (2)調査審議機関

調査審議機関には、中央衛生会、日本薬局方調査会、保健衛生調査会、阿片委員会、国立公園委員会および薬業振興協議会の6つがあった41。

#### 中央衛生会

中央衛生会は、1879 年のコレラ流行の際に臨時に設けられた機関ではあるが、同年 12 月に官制を定め、恒久的機関となった。1895 年勅令第 57 号「中央衛生会官制」によって、中央衛生会の管轄職務が定められた<sup>42</sup>。同会は、内務大臣の監督に属し、公衆衛生および獣畜衛生に関する事項に付き、各省大臣の諮問に応じ、意見を具申する合議制諮問審議機関であった。また、中央衛生会は各省主幹事務中衛生に関する事項について、その主務大臣

に建議することができた<sup>43</sup>。衛生各般の事項は、警視総監、北海道長官および府県知事に尋問し、あるいは臨時会員を各地方に派遣して調査検察を要すると認めた時には、これを内務大臣に具申することができた。医師法、歯科医師法、薬剤師法および獣医法によれば、内務大臣が医師・歯科医師・薬剤師・獣医師に対し、免許取消もしくは営業停止または再免許を行う場合には、中央衛生会の決議を経る必要が定められた。中央衛生会は、1949年に廃止となった<sup>44</sup>。

# ② 日本薬局方調査会

日本薬局方調査会は、1906 年 3 月勅令第 53 号「日本薬局方調査会官制」によって組織が認められた機関である。同会は、内務大臣の監督に属し、日本薬局方改正に関する事項を調査する機関であった<sup>45</sup>。

## ③ 保健衛生調査会

)

保健衛生調査会は、1916年6月勅令「保健衛生調査会官制」によって組織が認められた機関であった。同会は、内務大臣の監督に属し、日本国内の衛生状態改善に必要な事項および国民健康保持増進に必要な方策を調査・研究する機関であった。同会は、1939年7月28日勅令第497号「国民体力審議会官制」によって誕生した国民体力審議会に統合された46。調査審議機関のなかでは、同委員会が最も食品衛生問題に近い分野を扱う調査会であったと考えられるが、上記の目的をみるに、食品衛生と栄養学の領域にまたがる分野が対象になっているものと考えられる。

# ④ 阿片委員会

阿片委員会は、1931 年 4 月勅令第 38 号「阿片委員会官制」によって組織が認められ、1941 年に廃止された機関であった。同会は、日本本土および外地における阿片および麻薬の製造輸移出入の統制、その他阿片麻薬に関する事項を調査審議し、適正な対策を立てることを目的とする機関であった<sup>47</sup>。

# ⑤ 国立公園委員会

国立公園委員会は、1931年9月勅令第243号「国立公園委員会官制」によって組織が認められ、1941年に廃止された機関であった。同会は、国立公園の指定、国立公園計画および国立公園事業に関する事項を調査・審議する機関であった48。

# ⑥ 薬業振興協議会

薬業振興協議会は、1930年12月に仮設置された機関であった。正式設置は不明である。 同会は、国産薬品の使用奨励を図り、外国より輸入品が急増する原因を分析し、内地薬品 の品質向上・コスト削減を図る目的で設けられた専門家の会であった49。

# (3)研究機関

衛生関連問題を研究する研究機関としては、伝染病研究所・衛生試験所および栄養研究 所の3つが存在した50。

#### 伝染病研究所

伝染病研究所は、大日本私立衛生会の付属として、1892年に設立されたものであり、1899

年に内務省所轄の研究所となった。さらに、1905年に痘苗製造所・血清薬院の事業と合併された。1914年に内務省から文部省に移管され、1916年に東京帝国大学附置とされた。現在の東京大学医科学研究所は、伝染病研究所の後身である。同研究所は、1916年勅令第47号「伝染病研究所官制」によって組織が認められた機関である。同研究所は、伝染病その他の検索、予防治療方法の研究、予防消毒治療材料の検査、伝染病研究方法の講習ならびに痘苗血清その他細菌学的予防治療品の製造および検定する機関であった51。

# ② 衛生試験所

衛生試験所の前身は、1874 年 3 月に文部省が創設した東京司薬場であり、1883 年に衛生局試験所と改称し、さらに 1887 年に衛生試験所となった。同試験所は、衛生上必要な試験および検索、官公署または私人の依頼に応じて、大気、用水、土壌、衣服、飲食物、鉱泉、その他衛生に関係ある物件の試験、官公署または私人の依頼による薬品の精粗、真贋、性質、主成分およびその医薬品用適否の試験、警察および裁判医事の化学的試験、政府に納付する阿片のモルヒネ含量の試験に関する事項を行う機関であった。衛生試験所は、1949年に国立試験所となり、大阪は支所となった52。

## ③ 栄養研究所

)

栄養研究所は、1920 年 9 月勅令第 407 号「栄養研究所官制」によって組織が認められた 内務省の附属機関である。同研究所は、国民の栄養問題を究明し、それを解決することが 目的とする機関であった<sup>53</sup>。

#### (四)試験機関

試験機関には、医師試験委員、歯科医師試験委員および薬剤師試験委員の3つがあった。 1929年4月1日に、文部省から内務省に移管された機関であった<sup>54</sup>。

#### (五)療養機関

療養機関には、広義に解釈すれば癩療養所のほか、結核療養所もその範疇に入ることができる。「国立癩療養所官制」は 1927 年 10 月勅令第 308 号で公布されており、「国立結核療養所官制」が公布されたのは、1937 年 6 月 23 日勅令第 261 号であった55。

#### 2.地方衛生行政機関

# ①北海道長官、警視庁総監、府県知事

各道府県における衛生行政の担当部局は、東京府を除くと、道府県警察内に衛生課があり、衛生事務を処理していた。また、衛生課には、衛生試験室もしくは細菌検査所が設置されていた56。東京府においては、衛生行政事務は東京府知事と警察総監との間で分担されていた。医師、歯科医師の免許申請および免許訂正の事項は東京府知事を、薬剤師の場合は警視総監を経由することになる。また、産婆試験は東京府知事が施行し、看護婦試験は警視総監が行うという状態であった。ただし、これらの管轄の根拠については、明らかではなかった模様である57。

1926年6月に、地方官制第14条第1項に「内務大臣は須要により府県を指定して土木部、産業部又は衛生部を置くことを得」と定められ、各府県に警察とは別に衛生部設置が

許された。第一線の衛生技師は衛生課の衛生部への昇格を強く望んだものの、実際には戦後まで衛生部という名称での独立が叶わなかった。下に引用した 1927 年の地方衛生技術官会議の諮問事項からも、衛生部の独立が認められなかった現状がわかる58。

「1.衛生行政に関し改善を要すと認むる点 宮城県衛生課長: 先年来問題になり居れる衛生 機関拡張乃至統一問題は、目下如何なる状況に在りや。吾々東北地方のものは一向其消息 に接せず、又昨年の会議に於て京都府の加藤君から衛生部の独立の事に就ての希望意見あ りしが、其後問も無く官制の改正ありて、地方庁にも三部制が布かれ、其以外に地方産業 土木及衛生部を置くことの可能と為りしを以て、吾々は鶴首して衛生部の設置さるるを待 ち居りたり、然るに 1 カ年を経過したる今日、衛生部は未だ一県にも設置されたのを見な い。顧みて他の土木産業部等を見ると其当時直に数県設置され、土木部の如きは何れも例 外なく技術出身なる土木技師を部長に据えたのを見る。産業土木部の設置以上に吾々は衛 生部の設置を必要なりと思ふ。それは国力の発展民衆の健康保全上重要なる関係があるか らであって、之は言はずして明白なることであるにも拘らず、今日迄実現せぬ吾々は甚だ 之を遺憾とするのである。或は言ふ、衛生部長たる適任者が無いからだと。現在吾々の同 僚中には立派に部長たる資格のある人が居るし、決して差支ないと信ずる。又一部の官制 改正を要するといふ人もあるが、吾々は現在の制度にて警察を使用するに一向差支はない と思ふのである。現在の警察部長は大抵衛生事務を解せない、否な他の仕事が忙しい為に、 衛生事務は凡て衛生課長に一任して関与せぬといふ実情である。当時の警視庁の衛生部に おいても、部長が書記官(事務官)であり、技術官の地位は低く見られていたことがわかる」 59。つまり衛生部の必要性を認める人々は存在していたものの、専門家の不足を理由に部局 としての拡大が阻まれている状態が存在していたことを推察することができる。

#### ②警察署長

警察署長は、その所属の北海道長官、警視総監、府県知事の指揮を受けて、その所轄区域内の衛生行政事務を取り扱うことになっていた<sup>60</sup>。

#### ③ 市町村または市町村長

市町村または市町村長は、その固有事務または法令の規定に基づく委任事務として、その所轄区域内の衛生事務を取り扱うことになっていた。市役所には、衛生課または衛生試験所が設置されているところが多かった<sup>61</sup>。

#### ④ 検疫機関

当時の地方における検疫機関は、税関または臨時開港検疫所であった62。海港検疫を実施している税関は、横浜・大阪・神戸・門司・長崎・敦賀の6つであった。各税関には、港務部が設けられ、検疫事務を取り扱っている。また、1932年の時点で、函館・唐津・住ノ江(佐賀県)・四日市市・名古屋・鹿児島に臨時海港検疫所が設けられていた。臨時検疫所所在地の地方長官に、臨時検疫所の管理が一任され、所長はその所在地道府県の警察部長が兼任することになっていた63。

## 第二節 戦前期日本の食品衛生史

前節では日本近代における衛生行政制度の流れを追い、そのなかから食品に関わる衛生分野が析出されてくる過程を追ってきたが、本節では、明治期の日本における食品安全政策の史的展開を探るため、山本俊一『日本食品衛生史』64(明治、大正・昭和初期)に基づいて、戦前期日本の食品の品質に関わる安全面の問題を法制度面整理してみることとしたい。第一節の叙述と重複する点も多々あるが、食品衛生問題を衛生行政史のなかに位置づける試みとして諒とされたい。

## 一、明治期

)

日本の食品衛生史上において明治時代は最も進歩が早く、それと同時に最も波乱に富んだ時期であった。それは開国により海外からの伝染病が流入してきたほか、貿易の活発化により、輸出入品の安全問題が顕在化するなど、食の安全に関わる様々な問題が発生したことが背景にあった。開国以降、各府県では自主的に食に対する取り締まり規制を定め、市販飲食物を検査対象として、贋造か否かを調べて、取締を実施した。その初例として、1872年京都府が外国製飲食物の検査を実施し始めたほか、神奈川、堺、栃木、兵庫の各県も飲食物着色料の取締を実施した。また、1878年5月には京都府が「飲食物彩食料販売規制」を、堺県は「飲食物着色料取締規則」をそれぞれ制定した65。

その一方で、明治期の中央政府の食品安全政策の起源は、1873年に遡ることができる。 1873年8月12日に、司法省布達第130号第1項「贋造の飲食物および腐敗の食物と知って販売するものが」が挙げられ、これを処罰の対象とすることを規定した。1878年に、日本における食品衛生に関する最初の全国的な取締である「アニリン其他鉱属製ノ繪具染料ヲ以テ飲食物ニ著色スルモノノ取締方」(1878年4月18日内達乙35)が制定された。これは、当時、外国から渡来したアニリン、砒石など主として絵具や染料などに用いられるものが、色が鮮明かつ安価であることから、その有害性を知らずにして飲食物の着色料として使われ、各地で多くの弊害が発生していたので、内務卿が全府県に通達を発したものであった。さらに、1878年9月には、前年のコレラの流行を氷が媒介していた事実が少なくなかったことから、製氷営業人に、氷の製造及び販売にあたっては、あらかじめ管轄庁の検査を受けさせるよう布達が出された66。

1900年に至って、初めて全国的かつ包摂的な食品衛生に関する法制が成立した。「飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律」及びこれに関連する諸命令がこれである。「飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律」(1900年2月23日法律第15号)の発布を皮切りに、その後「牛乳営業取締規則」(1900年4月)、「有害性着色料取締規則」(1900年4月)、「清涼飲料水営業取締規則」(1900年6月)、「氷雪営業取締規則」(1900年7月)、「飲食用食器取締規則」(1900年12月)、「人工甘味質取締規則」(1901年10月)、「食品防腐剤取締規則」(1903年9月)といった一連の食品衛生に関する規則が相次ぎ発布されることになった。これで日本における食品衛生行政の枠組みが完成したとされる。この枠組みは、1947年「食品衛生法」が成立するまで、40年以上にわたり機能し続けることとなった67。

1900年の衛生局報によると、この法律の制定理由は「近年、飲食物ノ製造、又ハ販賣者ニシテ腐敗ニ傾キ、或ハ粗製、若クハ有害性ノ防腐薬、又ハ有害性ノ着色料ヲ使用スル等種々ノ弊害ヲ生シ、之カ取締法ヲ設クルハ公衆衛生上一日モ\*\*刻\*ニスヘカラサルヲ認メ該法律案ヲ第十四議會ニ提出シ協讃ヲ經テ、之ヲ發布セラレタリ」とされている68。なお、これらの法令は内務省令による食品衛生全般を規制するものではなかったため、従って殆どの府県は「飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律」の委任による府県令として、「飲料店飲食店営業取締規則」や「飲食物営業取締規則」などを設け、個別の取り締まりを行っていた69。

# 1.司法省食品衛生関連布達

)

話を1872年に戻すが、11月8日に、東京府において「違式註違条例」が通達され、保健衛生に関する厳重な取締を図られた。さらに一部の府県においても、東京府にならって類似した条例を発した。この条例は、最終的に1873年8月12日に司法省布達130号をもって全国的に施行されることになった70。

布達の前文には、「今般各県違式註違ノ条目御布告相成候処右条目ノ儀ハ国中ノ安寧人民 ノ健康ヲ警保スル所以ニ有之候条各地方人民悉ク承知不致候テハ不相成候ニ付戸長副戸長 ノ設ケアル処ハ必ス之ヲ掲示シ……」という要旨がみられていた71。つまり衛生問題一般に 対する注意を国民に呼びかける布達であったが、このなかには以下のような今日で言うと ころの食品衛生に関する条文も定められていた。

「第七條 贋造ノ飲食物並ニ腐敗ノ食物ヲ知テ販売スル者

第十條 病牛死牛其ノ他病死ノ禽獣ヲ知リテ販売スル者

第二十五條 毒物並ニ激烈気物ヲ用ヒ魚鳥ヲ捕フル者

第三十五條 往来ニテ死牛馬ノ皮ヲ剥キ屠ル者」

前記の条項に違反した者は、すべて処罰の対象となる72。

贋造品や腐敗した飲食物の販売、病死して病原菌を保有している恐れのある動物からの 肉類の販売、毒物を用いて捕殺した魚や鳥の販売、往来における動物の屠殺が禁じられ処 罰の対象となったのである。

#### 2.刑法による取締

また1880年7月17日太政官第36号布告刑法の第4編違警罪第426条第3項目には、以下のような食品衛生に関する条文が規定されていた73。

「第四百二十六條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五十銭以 上一円以下ノ科料ニ処ス

三 不熟ノ果物又ハ腐敗シタル飲食物ヲ販売シタル者」

その後、改正が加えられ、食品衛生に関する条文が以下のようになった。

「第五章 健康ヲ害スル罪

第五節 人ノ健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ薬剤ヲ販売スル罪

第二百五十三條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シテ販売シタル者ハ三円以上 三十円以下ノ罰金ヲ処ス 第二百五十四條 〔略〕

)

第二百五十五條 前二条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ過失殺傷ノ各本 条ニ照シ重キニ従テ処断ス」

前記の条項に違反した者は、すべて処罰の対象となる74。

当初の条文に追加が行われたのは、食品の安全問題が徐々に広範囲わたることで、個別の食品を指定するのではなく、広く「人の健康を害する」飲食物や薬剤を販売することを規制するという包括的な規制を目指し、違反者に対して明確な罰則を設けた点に特徴があるといえる。

# 3.内地雑居に伴う飲食物取締制度の確立・立法化への提言

ただし上記のような刑法による取締だけでは、食品衛生行政上、十分ではなかった。

1886年、加藤時次郎<sup>75</sup>は「衛生探偵の必要」という論文を発表し、飲食物取締に関しては衛生探偵の必要性を唱えた<sup>76</sup>。探偵というと現代では民間の調査機関を想起しがちであるが、ここで加藤が提起しているのは、警察に属する公的調査員である。現代で言えば「衛生Gメン」と表現すべきであろうが、こうした衛生問題に関する調査機関の必要が提起されたものである。また、1888年3月21日の京都衛生支会において、中塚昇という人物から菓子箱に製造年月を貼布することを建言した<sup>77</sup>。また、1890年、薬学士丹波敬三<sup>78</sup>は、「飲食品、嗜好品、色素及び常用家具販売取締規則の必要を論じ、あわせて帝国議会の諸君の賛成を望む」という演説を行った<sup>79</sup>。さらに、1892年7月22~23日に、宮城県仙台市において開催された大日本私立衛生会<sup>80</sup>第10次総会において、評議員中浜東一郎<sup>81</sup>は飲食物の法的規制の必要性を唱えた<sup>82</sup>。

以上のように社会の各方面からこの時期食品の衛生に関する発言が相次いだ背景には、「内地雑居」問題が存在した可能性がある。1894年に成功した条約改正による新条約(「日英通商航海条約」・「日米通商航海条約」)は、その5年後の1899年から実施されることになっていた。そこで、問題になったのが内地雑居である。在日欧米人が領事裁判権を放棄する代わりに、日本内地のどこにでも居住することができ、商売を営む権利を獲得することになった。外国人が日本内地に進出することにより、もたらされる影響を懸念し、横山源之助の『内地雑居後の日本』をはじめとする数多の内地雑居に関わる議論が唱えられた。

衛生方面に限定した内地雑居論をあげると、主に2つに絞ることができる。一つは、外国人から日本内地に伝染病を持ち込まれることに対する懸念であり、もう一つは、内地における衛生水準の低さが外国人の日本に対する評価を低下させることに対する懸念であった。

飲食物の法制化が一気に進んだ背景には、1897年7月に迫った条約改正の施行があった。 その前年の1896年3月に、内務省と警視庁第三部が、欧米の制度に沿った飲食物取締法則の 設置を検討している。また、東京衛生試験所所長田原良純<sup>83</sup>は、条約改正後の内地雑居問題 について、従来の伝染病重視の衛生行政に加え、新たな課題として飲食物の取締の重要性 を提起した。その理由は、「飲食物取締の事も重要な衛生事業の一として親切に注意致しま すから其人達が日本に来れば必ず異様の感じを持ちはせぬかと思はれます」<sup>84</sup>。つまり、条 約改正により、飲食物取締に馴染んでいる外人が日本内地に進出するため、衛生行政における飲食物取締の位置づけを見直すべきだという提言がなされたのである。

また、その直後に開催された大日本私立衛生会第17次総会において、内務省衛生局技師柳下士興は、条約改正に向けて日本国内における法令の整備を行う必要性を唱えた。その一例として飲食物を挙げられ、法令の体系化を促したという85。

1899、1900年は、「海港検疫法」、「産婆規則」、「汚物掃除法」「下水道法」などといった条約改正を意識した法律設定が目白押しであった。このような状況下で、全国的な飲食物規制の法制化も本格的に動き出す。1899年6月に、中央衛生会におかれた着色料その他取締法設定に関する調査委員会で法案が検討され、9月には調査委員会で検討を終えた法案が内務大臣に具申されて、12月の第14回帝国議会衆議院に政府から提出されたという。その結果、とくに討論もなく法案が可決された。以上のような経緯を経て、1897年2月24日「飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律」が公布され、同年の4月1日から施行された86。

# 4.「飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律」

)

1900年に制定された「飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律」は前述したように、食品衛生に関する最初の包括的法律であると評価されている。同法は、附則1条を含む5条から構成され、食中毒などの食品事故から人々の生命を守る、社会防衛的な警察取締法則の性格が強いものであった。第1条「法令ノ定ムル所ニ依リ」から、取締りの実質を定めることは命令に委任され、内務省令及びこれに基づく地方命令という形式をとって各種飲食物営業に関する取締規則が制定されていた。

同法律の骨子は、①衛生上危害を生じる恐れのある飲食物の禁止・停止あるいは廃棄措置、②立ち入り検査、③処罰という3点にまとめることができる87。同法律は、販売の用に供する飲食物または販売の用に供し、もしくは営業上に使用する飲食器、割烹具などで衛生上の危害を生じる恐れがあるものについて、行政庁が法令の定めるところにより、製造、採取、販売、授与もしくは使用を禁止し、またはその営業を禁止もしくは停止することができるようにするとともに、その他物品の廃棄処分、検査のための収去などを規定したものである。従来の制度に比べ、衛生上の危害が生じる「恐れのある」ものに対して立ち入り検査を含む取り締まりを行うことを可能とすることにより、予防的対応を可能にした点に同法の特徴があるといえるだろう。逆に言えば行政による個人や営業者に対する介入力が強化されたとも言うことができる。営業者に対する行政庁の権限は、東京府については警視総監、北海道については北海道庁長官、東京以外の府県については知事が行うこととされた。北海道庁長官及び東京以外の各府県知事には、その職権のうち軽易なものに限り警察官署に委任することができる。飲食物の取締については、主に食品類(飲料水、氷雪、牛乳および獣肉等)、食器類および添加物類(着色料、人工甘味質及び防腐剤等)などのそれぞれを対象として行われている88。以下に条文の一部を抜粋する。

飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律(明治三十三年二月法律第十五號)89

- 第一條 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若営業上ニ使用スル飲食器、割烹具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スル虞アルモノ法令ノ定ムル所ニ依リ行政 廰ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、授奥若ハ使用ヲ禁止シシ若ハ停止スルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テ行政廰ハ物品ノ所有者若ハ所持者ヲシテ其ノ物品ヲ廢棄セシメ 又ハ行政廰ニ於テ直接ニ之ヲ廢棄シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者 若ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ廢棄セムコトヲ請 フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得
- 第二條 行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ檢査セシメ試驗ノ爲メ必要ナル分量ニ限リ無償ニテ収去セシムルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通営業時間又ハ営業ノ爲開カルト間ニ限 リ物品ヲ製造シ採取シ陳列シ貯蔵シ若ハ携帯スル場所ニ立入ラシムルコトヲ得
- 第三條 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者ハ 二十圓以下ノ罰金ニ處ス 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ニ抗拒シタル者ハー月 以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以下ノ罰金ニ附加ス
- 第四條 官吏公吏又ハ行政廰ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ不正ノ行爲ヲ爲 シタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四十圓以下ノ罰金ニ附加ス 行政廰ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ人ノ嘱託ヲ受ケ賄賂ヲ収受シ 又ハ之ヲ聴許シタル者ハ刑法第二百八十條ノ例ニ照シテ處斷ス

# 附則

)

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### 5.食品添加物

## (1)着色料

食品添加物には、着色料から防腐剤など様々な種類のものが存在するが、安全性との関係で日本で最初に問題視されたのは着色料であった。そのなかでも明治初期から食品添加物として使用され、食中毒の原因となった着色料は緑青であった。その被害は明治初期から中期に至るまで、かなり広い範囲に及んでいる。こうした状況をさらに複雑化したのは、既に明治初期より輸入されはじめたアニリン色素であった。当時は、その毒性についての知識が極めて乏かった上に、新たな有機色素が相次いで輸入されたため、その取締は容易ではなかった90。

その後、衛生局の努力により、すくなくとも着色料による急性中毒の発生はほとんど抑えられるに至ったが、これに伴って新たに登場してきた防腐剤、人工甘味質の安全性が注目されるようになった。これに対処するため、内務省は1900年4月に「有害性着色料取締

規則」、1901年10月に「人工甘味質取締規則」、1903年9月に「食品防腐剤取締規則」を 公布し、食品添加物に対する規制を開始した。さらに、1900年6月の「清涼飲料水営業取 締規則」にも前記の添加物のほかに有害性芳香質の添加を禁止した。また、1900年12月 の「飲食用食器取締規則」では有害物質が食器を介して飲食物に移行しないよう規定を設 けた91。

ただし、明治時代の食品添加物を規制する方法は、条文中に有害物質名を列記し、それらの使用を禁止する方式(今日のネガティブリスト方式という)であった。したがって、時代の進展とともに有害添加物が増えていけば、これに対応して規則改正を行い、禁止項目をつけ足していくという、いたちごっこ的な性格を孕んでいた。条文には、明示された以外の化学物質あるいは化学組成をもった添加物は、府県の認可を得る必要があると規定されていた。ところが申請を受けた府県は、その多くの場合、独自の判断をすることができず、内務省に伺いを立てることになる。後年のことになるが、「食品衛生法」(1947年)においては、認可された食品添加物を列記し、それ以外の化学物質の添加を禁止するという逆の方式(今日のポジティブリスト方式という)に切り替えられた92。以下代表的な食品添加物取締り規則である「有害著色料取締規則」について検討を加える。

内務省令第十七号

)

明治三十三年四月十七日

## 有害著色料取締規則

第一条 有害性著色料ヲ分テ左ノ二種トス

第一種 左二掲クル物質其ノ化合物及之ヲ含有スルモノ

砒素、投口護、嘉度密鳥護、格羅謨、嶺、水銀、鉛、錫、安知母紐謨、鳥拉紐謨、重鉛、藤 黄、必個林酸、「ヂニトロクレゾール」、「コラルリン」

第二種 左ニ掲クル物質及之ヲ含有スルモノ

職酸我□謨、硫化嘉度密鳥謨、酸化格羅謨、朱、酸化錫、「ムツシーフ」金、酸化亜鉛、硫化亜鉛、銅、錫、亜鉛及其ノ合金属ニシテ固有ノ光澤ヲ有スルモノ

- 第二条 有害性著色料ハ販売ノ用ニ供スル飲食物ノ著色ニ使用スルコトヲ得ス
- 第三条 有害性著色料ヲ以テ著色シタルモノハ販売ノ用ニ供スル飲食物ノ容器又ハ被包ト シテ使用スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 一 漆、硝子、釉薬又ハ琺瑯質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ
  - ニ 第一条第二種ノ著色料ヲ以テ著色シタル容器又ハ被包ニシテ飲食物ニ其著色料混入 ノ虞ナキモノ

第四条 第一条第一種ノ著色料ハ販売ノ用ニ供スル化粧品、歯磨、小児玩学品(絵雙紙、錦簷、色紙ヲ含ム)ノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 漆、硝子、釉薬又ハ琺瑯質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ
- ニ 護謨質ニ融和シタル金硫黄

- 三 乾燥油又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタル酸化鉛(鉛丹ヲ含ム)又ハ 格羅謨酸鉛(硫酸鉛ト併用セルモノヲ含ム)但シ剥離シ易キモノハ此ノ限ニ在ラス
- 四 水ニ不溶性ノ亜鉛化合物ニシテ護謨質又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗 布シタルモノ

酸化亜鉛又ハ硫化亜鉛又ハ護謨質又ハ「ワニス」ヲ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布スル 場合ノ外販売ノ用ニ供スル護謨製売素品ノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ス

- 第五条 砒素ヲ含有スル著色料ハ販売ノ用ニ供スル衣服其ノ他身ノ囲リニ用ユル物品又ハ 其ノ材料ノ著色ニ使用スルコトヲ得ス但シ布百平方「センチメートル」中二「ミ リグラム」以下ノ砒素ヲ含有スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第六条 第二条ニ違背シテ著色シタル飲食物第三条ノ容器被包及ヒ之ヲ使用シタル飲食物 又ハ第四条若ハ第五条ニ違背シテ製造シ著色シタル物品若ハ材料ハ之ヲ販売シ又 ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯蔵スルコトヲ得ス
- 第七条 前条ノ物品ニ関シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五号第一条ニ依リ 処分スルコトヲ得ス本則ニ違背シタル営業者ニ関シテ亦同シ
- 第八条 地方長官ハ本則ノ執行ニ関シ明治三十三年二月法律第十五号第二条ノ職権ヲ行フ コトヲ得

附則

)

第十一条 鉛白<sup>93</sup>ハ当分ノ内第四条ノ規定ニ拘ハラス化粧品トシテ之ヲ使用スルコトヲ得 出所:山本俊一『日本食品衛生史(明治編)』日本法規出版株式会社、1980年、381·382頁。

同規則は、附則 1 条を含む 9 条から構成され、飲食物に使用できない有害性着色料のほか、化粧品、歯磨、小児玩具、衣服の材料等に至るまで、使用してはならない着色料を指定し、併せて同じ着色料でも其の使用方法に依っては使用できる除外例等を示したものである。

光武幸は、「有害著色料取締規則」の特徴を以下のように指摘している。第1条では有害性着色料を第1種と第2種に分類して制限列挙し、第2条以下において、これら色素の販売を目的とする飲食物の着色料として、或いはこれら色素を使って製造した飲食品を販売の目的をもって陳列したり貯蔵することを禁止した。違反に対しては罰則(25円以下の罰金)が適用された。第1種の着色料については飲食物の他に化粧品、歯磨、小児玩具そして食品の容器や包装の着色に使用することが禁止された。しかし第2種の着色料については食品の容器や包装に使用しても飲食物に移行する恐れがない揚合は使用が認められた。第1種と2に分類した目的は何かを考えるに、第2種の化学物質は水又は希酸に難溶性であるもの、或いは第1種の化学物質よりも毒性が弱い物質であるが故に、第1種から除外して、共の使用方法によっては着色料として使用しても差しつかえないという、危険段階基準を設けたものと考えられる94。

# (2)防腐剤

1903年に「飲食物防腐剤取締規則」が制定されるまでは、防腐剤を飲食物に添加することについて、かなり寛大な態度がとられていた。それは、防腐剤を飲食物に使用することによって、飲食物の保存性を高められることにあったからである<sup>95</sup>。つまり本来は食物の腐敗を防ぎ、安全性を向上させることを目指した添加物であったわけである。しかし徐々に研究が進むと防腐剤に用いられる化学物質のなかに人体に対する有害性が疑われるものが含まれることが判明し、これに対する取り締まり規則が制定されたのである。

内務省令第十号

)

明治三十六年九月二十八日

# 飲食物防腐剤取締規則

第一条 本則ニ於テ防腐剤ト稱スルハ左ニ掲クル物質其ノ化合物及之ヲ含有スルモノヲ 謂フ

- 第二条 販売ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯蔵ニ防腐剤ヲ使用スルコトヲ得ス 防腐剤ヲ使用シタル飲食物ハ之ヲ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯蔵 スルコトヲ得ス
- 第三条 第一条ニ掲クルモノハ飲食物ノ防腐用ト称シテ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列 シ若ハ貯蔵スルコトヲ得ス
- 第四条 第二条第三条ノ物品ニ関シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五号第一条 ニ依リ処分スルコトヲ得ス本則ニ違背シタル営業者ニ関シテ亦同シ
- 第五条 地方長官ハ本則ノ執行ニ関シ明治三十三年二月法律第十五号第二条ノ職権ヲ行フ コトヲ得
- 第六条 第二条第三条ニ違背シタル者ハ弐拾五圓以下ノ罰金ニ処ス

#### 附則

- 第七条 本則ハ明治三十七年七月一日ョリ之ヲ施行ス
- 第八条 左ニ各号ノ場合ニハ本則施行ノ日ヨリ七ヶ年本則ノ規定ヲ適用セス
  - 一 清酒ノ製造又ハ貯蔵ノ為別ニ定ムル試験法ニ適合スル限度マテ「サリチール」酸 ヲ使用スルトキ
  - 二 魚介獣肉ニ硼酸又ハ其ノ塩類ヲ使用スルトキ
  - 三 魚介ノ貯又ハ運搬ノ為「サリチール」酸又ハ其ノ化合物ヲ使用スルトキ
  - 四 前各号ニ依リ防腐剤ヲ使用シタル清酒、魚介若ハ獣肉ヲ販売シ又ハ陳列シ若ハ貯 蔵スルトキ硼酸、硼酸塩類及「サリチール」酸ニ限リ前項ノ期間第三条ヲ適用セ

ス

出所:山本俊一『日本食品衛生史(明治編)』日本法規出版株式会社、1980年、383頁。

本規則は、附則 2 条を含む 8 条から構成された。防腐剤に対する取り締まりの論争となったのは、附則において一定の規制内で使用を認められたサリチル酸及び硼酸%であった。これらが許可量以上の濃度を用い、あるいは制限外の飲食物に対して使用された場合、人体に害を及ぼすため、これに対する取り締まりが行われた。清酒に対するサリチル酸添加は、同規則の発令時から例外的な取り扱いを受けていたが、この例外措置の期限延長にめぐる論争は、大正時代に入っても続くのである。これと並行して防黴剤に対する社会的の要請が強まってきたことから、これに関連する論争は大正期から昭和期にかけて発展することになる。また、同規則により魚介獣肉に限り 1911 年 9 月までは、硼酸および塩類を防腐剤として使用することが許可された97。多量に摂取すれば人体に有意に有害な影響がある物質であっても特性の食品製造で不可避的に少量混入することが避けられないような物質も存在する。サリチル酸はその好例であるが、この種の使用限度量をどこまで認めるべきであるかという問題は今日においても明確な線引きの難しい問題である。

## (3)人工甘味質

)

開国とともに、日本人の甘味の消費量が増加していったが、その需要に砂糖の増加が追いつかない、或いは業者が安価な甘味質に着目した結果、人工甘味質の使用量が増加していった。そのため 1897 年頃より人工甘味質が食品衛生上問題視されるようになったが、その当時の見解としては、人工甘味質は衛生上直接に危害を生じる恐れがないが、砂糖の代用品として十分の栄養価値がなく、消化器に対しても良好な影響を与えないというのが支配的であった。とくにサツカリンは砂糖に比して、300 倍ないし 500 倍の強い甘味を有するだけではなく、その価格が安く、それだけ消費量の増加が著しく、将来は砂糖を追放するような勢いになってきたので、人々の健康上にも経済の上にも大きな影響を及ぼしかねないと考えられるようになった%。以下取締り規則の条文を引用する。

内務省令第三十一号

明治三十四年十月十六日

「人工甘味質取締規則」

- 第一条 人工甘味質トハ「サツカリン」(甘精)其ノ他之ニ類スル化學的製品ニシテ含水炭素 ニ非サルモノヲ謂フ
- 第二条 販売ノ用ニ供スル飲食物ニハ人工甘味質ヲ加菜スルコトヲ得ス 人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ハ之ヲ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯 蔵スルコトヲ得ス

本条ノ規定ハ第三条第一項第二項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第三条 地方長官ハ治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食物ノ調味ニ人工甘味質ノ使用ヲ許可スル コトヲ得

前項の飲食物ハ醫師ノ證明アル者ニ限リ之ヲ販売授與スルコトヲ得

本条ノ第一項ノ許可ヲ受ケタル者其ノ飲食物ヲ他人ニ代理販売又ハ請賣セシムル トキハ其ノ氏名及営業所ヲ地方長官ニ届出ヘシ

本条ノ第一項ノ許可ハ地方長官ニ於テ何時ニテモ之ヲ取消スルコトヲ得

- 第四条 前条ノ飲食物ヲ販売授與スルトキハ容器又ハ被包ヲ用ヰ其ノ容器又ハ被包ニハ 「人工甘味質製」ノ六字ヲ記スヘシ
- 第五条 地方長官ハ第三条第一項ノ許可ヲ受ケスシテ人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ニ関シテ明治三十三年二月法律第十五号第一条ニ依リ處分スルコトヲ得ス本則ニ違背シタル営業者ニ関シテ亦同シ
- 第六条 地方長官ハ本則ノ執行ニ関シ明治三十三年二月法律第十五号第二条ノ職権ヲ行フ コトヲ得

出所:山本俊一『日本食品衛生史(明治編)』日本法規出版株式会社、1980年、382頁。

本規則は、6条から構成された。その内容は主に次の2点である。其の一、炭水化物以外のサツカリン等の人工甘味質を販売用飲食物に使用してはならない。その二、地方長官は治療上の目的で使用する飲食物の調味に人工甘味質の使用を許可することができる。この場合には、その容器または包装に「人工甘味質製」と明記しなければならない。

# 二、大正・昭和初期

#### 1.全国状况

)

「飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律」と、その後に制定された一連の法制により、大正期に入るまでに、食品衛生関連法規の制定は一応完成したとされている。ただし、実際上の食品衛生を取り締まっていくためには、庁府県令による詳細な定めあるいは飲食物営業に対する取締規則の制定が必要となる。これらの具体的運用を定める規則類は、その後昭和期に入ってからも、漸次府県別に制定されていった99。一般飲食物に関する府県令については、内務省衛生局の久下勝次が1935年に発表した「保健衛生行政に関する府県令」に詳しく述べられている。その要旨については、下記のようになる100。

「昭和 10 年の時点で、一般飲食物に関する庁府県令が制定されていたのは 30 府県であった。その名称は主として飲食物取締規則あるいは飲食物営業取締規則であるが、その他もこれに類似したものであった。この 30 庁府県の取締規則の内容について、調査分析した結果は次のようであった。

## 「一 取り締り対象

調理、洗滌、剥皮等の処置を必要とせずそのまま飲食用に供し得るものだけに対象を

限定しているのが 18 県、無制限にすべての飲食物を対象とするものが 12 県であった。

# 二 営業者の守るべき事項

)

- (1) 腐敗、変敗その他衛生上危害を生じるおそれのある飲食物を販売し、または販売の目的をもって陳列あるいは貯蔵することを禁止する(22 県)。
- (2) 不良品を良品のように欺くことを禁止する(3県)。
- (3) 客用飲食器具は一客毎に清洗し、または消毒すること(22 県)。
- (4) 飲食物を取り扱う場所および飲食物用器具は清潔に保持すること(30 県)。このうち特殊な規定として飲食物の製造場に土足で立入ることの禁止(3 県)、製造場、加工場等は毎月一回以上大掃除をし、井戸さらいを毎年一回以上実施すること(1 県)、調製場に不用なその他物品を置くことの禁止(1 県)、銅および銅の合金製鍋類に食酢その他の酸類を注いで食品を調理することの禁止(1 件)がある。
- (5) 飲食物用器具を拭着する布片は清潔なものを用い、時々これを消毒すること(21 県)。
- (6) 飲食物の残滓、廃物を衛生的に処理すること(14 県)。
- (7) 従業員の身体および被服は清潔に保持すること(25 県)。
- (8) 飲食物に直接接触する被包は清潔なものを用いること(新聞紙、雑誌等をもって被包することを禁ずるものが多い)(21 県)。
- (9)飲食物には適当な覆蓋をし、その他塵埃、昆虫等の付着を防ぐに足りる措置をすること(30 県)。
- (10)使用水は清潔なものを用いること(21 県)。このうち特殊な規定として飲食物を直接冷却する氷雪は飲食用氷雪を用いること(1 県)、使用水の水質検査を行い、必要なあるときは防害方法を命ずることができる(2 県)がある。
- (11)飲食物の取り扱いには適当な器具を用い、直接手指を触れないこと(多く規制を緩和して、手指清洗後には直接飲食物を取り扱い得るとか、製造場以外には厳格な適用をしないとかのの除外例を認めているものが多い)(17 県)。
- (12)路傍の飲食物製造所または飲食席は公衆の目に触れないように隠蔽すること(1県)
- (13)腐敗、変敗その他衛生上危害を生ずるおそれのあるを原料として飲食物を製造、加工または調理することの禁止(22 県)。
- (14)便所は臭気発散および蝿の発生防止を努めること(1県)。
- (15)製造場、加工場または調理場以外の場所において飲食物の製造、加工または調理することの禁止(2 県)。
- (16)飲食物の包装に製造年月日を記入すること(1 県)。
- (17)飲食物の露店販売または行商の場合は営業者の住所氏名を標示すること(1県)。
- 三 飲食物の製造、販売その他飲食物を取り扱う場所の位置、構造、設備の制限
  - (1) 便所、汚物溜、汚水溜に接近した場所に設けないこと(10 県)。
  - (2) その他場所と区画し、採光、換気を十分にすること(11県)。
  - (3) 天井を設け、地盤は不浸透質材料をもって築造し、汚水排除の設備をすること(17 県)。

- (4) 鼠族昆虫等の防止設備をすること(11 県)。
- (5) 使用水は流出装置とすること(3 県)。
- (6) 原料貯蔵の必要があるものはその装置をすること(1 県)。

## 四 伝染性疾患に罹った者の従業禁止

結核、らい、トラコーマ、性病等の伝染性疾患に罹った者が飲食物の製造、販売等に従事することの禁止(24 県)、(このうちの 6 県では従事だけではなく立入りも禁止している)。

# 五 健康診断書の提出

営業者、従業員等に対して医師による健康診断書の提出を義務づける(24 県)。

#### 六 行政官庁の一般的命令権

- (1) 飲食物の調製、販売等に使用する設備、修繕その他必要な施設を命ずること(10 県)。
- (2) 右に掲げた事項の他、設備、器具等の清浄化および消毒を命ずること(7県)。
- (3) 設備、器具の改築、修繕、消毒を命ずること(1県)。
- (4) 設備、器具の改造、修繕、掃除を命ずること(1 県)。
- (5) 設備、器具の清潔、消毒を命ずること(1県)。
- (6) 設備、器具改善を命ずること(1県)。
- (7) 器具の消毒を命ずること(3 県)。

以上の職権者は警察官署あるいは警察署長(17 県)、知事(1 県)、警察官吏または衛生吏員(5 県)であった。

## 七 その他

)

- (1) 検査および臨検規定(3 県)。
- (2) 同業組合の任意設置(2 県)。
- (3) 明治 33 年法律第 15 条の職権を行い得ると規定(18 県)。」101

以上の調査結果から判ることは、明治期から大正期を経て昭和 10 年頃に至ると、府県における食品衛生関連の規定も包括的かつ詳細・具体的なものに整備されつつあるということである。特に食品製造現場における衛生面の指導は大幅に内容が豊富になっており、製造過程における中毒や汚染を防ぐための指導が徹底しつつある状況をみることができる。

#### 2.警視庁

以上のような状況下で、衛生に関する知識が相対的に乏しいと指摘され続けてきた警察 行政も、取締りの内容を精緻化していった。1926 年 6 月 17 日に、警視庁では警察庁令第 27 号をもって、「飲食物営業取締規則」を制定し、7 月 1 日より施行された<sup>102</sup>。この条文に おいては、食品営業者の食品衛生に関連するものが下記のように記されている。 )

## 飲食物営業取締規則

- 第一条 本令ニ於テ飲食物営業者ト称スルハ営業トシテ飲食物ヲ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ 以テ製造、加工若ハ調理スル者ヲ謂フ
- 第二条 飲食物営業者ハ腐敗、変敗其ノ他衛生上危害ヲ生スルノ虞アル飲食物ヲ販売シ又ハ 販売ノ目的ヲ以テ之ヲ貯蔵陳列シ若ハ之ヲ原料トシテ飲食物ヲ製造、加工、調理ス ルコトヲ得ス但シ変敗シタル飲食物ニシテ製造、加工、調理又ハ利用ノ方法ニ依リ 衛生上ノ危害ヲ生スル虞ナシト認メ所轄警察官署ニ於テ之ヲ許可シタル場合ハ此 ノ限ニ坐ラス

前項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造、加工、調理又ハ利用ノ方 法及設備ヲ詳記シタル願書ニ現品ヲ添ヘ願出ツヘシ

- 第三条 飲食物営業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 販売ノ目的ヲ以テ不良ノ飲食物ヲ被包、混合其ノ他方法ヲ以テ良品ノ如ク装ハザ ルコト
  - 二 客二供スル飲食物用器具ハー客毎ニ清浄ナル湯又ハ水ヲ以テ洗滌シタル清潔ナル モノヲ用ヰルコト
  - 三 飲食物ヲ販売、製造、加工、調理、貯蔵又ハ陳列スル場所及其ノ容器、器具、測量器、運搬器具、屋台車等ハ常ニ清潔ニスルコト
  - 四 飲食物用器具ヲ拭浄スル方希ハ首希トシ常ニ清潔ナルモノヲ用ヰ時時煮沸又ハ其ノ他ノ消毒ヲ為スコト
  - 五 飲食物ノ残滓、廃物ハ覆蓋アル容器ニ容レ防虫及防臭ノ方法ヲ講スルコト
  - 六 飲食物又ハ其ノ容器ノ取扱ニ従事スル者ハ常ニ其ノ身体及被服ヲ清潔ニスルコト
  - 七 炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セスシテ食用スヘキ飲食物ヲ客ニ供スル場合ニ於テハ其ノ直接被包スル袋、折函、竹皮等ノ類ハ清潔ナルモノヲ使用スルコト
  - 八 前号ノ飲食物ヲ運搬又ハ貯蔵スル場合ハ適当ノ覆蓋ヲ為スコト
- 第四条 所轄警察官署ハ衛生上必要アリト認メタルトキハ飲食物営業者ノ店舗其ノ他場所 又ハ井戸、機械、器具、容器、運搬具等ノ改造若ハ修繕又ハ必要ナル施設ヲ命スル コトアルヘシ
- 第五条 第二条、第三条第一号乃至第五号、第七号及第八号ノ規定ノ執行ニ関シテハ明治三 十三年二月法律第十五号第一条ニ依リ処分シ又ハ同法律第二条ノ職権ヲ行フコト アルヘシ
- 第六条 第二条及第三条ノ規定又ハ第四条ニ基キテ発スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ 科料ヲ処ス但シ他ノ法令ニ別ノ規定アルモノハ各其ノ法令ノ定ムル所ニ依ル
- 第七条 本令ハ宿屋、待合茶室、貸席、休憩場、娯楽場等ノ類ニシテ其ノ営業ニ関シ常時 客ニ飲食物ヲ提供スル営業者ニ之ヲ準用ス

第八条 飲食物営業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ 適用ス但シ其ノ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ 限ニ在ラス

飲食物営業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、其ノ他従業者ニシテ其ノ業務 ニ関シ本令又本令ニ基キテ発スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサル ノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ関シ本令又ハ本令ニ基キテ発スル 命令ニ違反シタル罰則ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

#### 附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

出所:山本俊一『日本食品衛生史(大正・昭和初期編)』日本法規出版株式会社、1981 年、399-400 頁。

本法令は、附則 1 条を含む 8 条から構成された。飲食物営業者を定義し、人体に危害を生じる恐れがある飲食物の販売、もしくは販売目的の陳列および貯蔵することを禁止した。また、製造場所や製造工程においては、飲食物営業者に清潔を義務づけたほか、改善命令、職権行使、罰則、準用範囲についても規定している。府県行政における食品衛生取締り水準の向上に対応して、警察においても取締り基準を、少なくとも規則条文上においては精緻化させていたといえよう。その後、1938 年 5 月 17 日に、新たに発布される警視庁令第10 号により、「飲食物営業取締規則」は全面的に改正されることになる103。

#### 3.食品添加物

## (1)着色料

#### ①法令の改正

1900年4月に発布された内務省令第17号「有害性著色料取締規則」は、1913年、1916年および1920年に、一部改正が行われた。同規則は、前述したように附則1条を含む11条から構成され、単に飲食物に使用できない有害性着色料を指定して其の使用を禁止するのみならず、化粧品、歯磨、小児玩具、衣服の材料等に至るまで、使用してはならない着色料を指定し、併せて同じ着色料でも其の使用方法に依っては使用差支ない除外例等をも示したものである104。

1904年の改正は、第二条に但書を追加し、野菜果実類や昆布などの食品に対する銅化合物添加の許容限度を引き上げたものであった。1913年の改正は、主に1904年に追加された第二条但書の改正である。昆布の許容限度を無水物1kg当たり100mgから150mgまで引き上げたものである。また、これに関連して、同日付け内務省令第13号により野菜、果実類の貯蔵品および昆布中の銅についての試験法も改正されることとなった105。

1930年10月22日内務省令による改正は、第四条と第十二条に関するものである。第四条に、化粧品、歯磨、小児玩具を製造する際、新たに使用可能な着色料が1つ追加された。

第十二条では、化粧品の製造における鉛白の添加禁止に猶予期限が設けられた<sup>106</sup>。1934年12月8日内務省令第35号の改正は、1930年に改正された化粧品の製造における鉛白添加の禁止に関する猶予期間をさらに1年間延長した<sup>107</sup>。以上の改正の特徴は全体として従来に比べ問題となっている食品中の化学物資の使用基準が緩和されている傾向にある。これは食品業者側からの「厳しすぎる」取締り基準の緩和を求める要請に応えたものであるといえるが、この緩和が今日的に妥当なものであったか否かの判断は難しい。以下に条文を引用しておく。

内務省令第十七号

)

明治三十三年四月十七日

# 有害著色料取締規則

第一条 有害性著色料ヲ分テ左ノ二種トス

第一種 左ニ掲クル物質其ノ化合物及之ヲ含有スルモノ

砒素、拔臼護、嘉度密鳥護、格羅護、鏑、水銀、鉛、錫、安知香紐護、鳥拉紐謨、童鉛、藤 黄、必倔林酸、「ヂニトロクレゾール」、「コラルリン」

第二種 左ニ掲クル物質及之ヲ含有スルモノ

- 第二条 有害性著色料ハ販売ノ用ニ供スル飲食物ノ著色ニ使用スルコトヲ得ス
- 第三条 有害性著色料ヲ以テ著色シタルモノハ販売ノ用ニ供スル飲食物ノ容器又ハ被包ト シテ使用スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 一 漆、硝子、釉薬又ハ斑瑯質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ
  - ニ 第一条第二種ノ著色料ヲ以テ著色シタル容器又ハ被包ニシテ飲食物ニ其著色料混入 ノ虞ナキモノ

第四条 第一条第一種ノ著色料ハ販売ノ用ニ供スル化粧品、歯磨、小児玩学品(絵雙紙、錦繪、色紙ヲ含ム)ノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 漆、硝子、釉薬又ハ琺瑯質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ
- ニ 護謨質ニ融和シタル金硫黄
- 三 乾燥油又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタル酸化鉛(鉛丹ヲ含ム)又ハ 格羅謨酸鉛(硫酸鉛ト併用セルモノヲ含ム)但シ剥離シ易キモノハ此ノ限ニ在ラス
- 四 水二不溶性ノ亜鉛化合物ニシテ護謨質又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗 布シタルモノ

酸化亜鉛又ハ硫化亜鉛又ハ護謨質又ハ「ワニス」ヲ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布スル場合ノ外販売ノ用ニ供スル護謨製売ニノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ス

第五条 砒素ヲ含有スル著色料ハ販売ノ用ニ供スル衣服其ノ他身ノ囲リニ用ユル物品又ハ 其ノ材料ノ著色ニ使用スルコトヲ得ス但シ布百平方「センチメートル」中二「ミ リグラム」以下ノ砒素ヲ含有スルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 第六条 第二条ニ違背シテ著色シタル飲食物第三条ノ容器被包及ヒ之ヲ使用シタル飲食物 又ハ第四条若ハ第五条ニ違背シテ製造シ著色シタル物品若ハ材料ハ之ヲ販売シ又 ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯蔵スルコトヲ得ス
- 第七条 前条ノ物品ニ関シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五号第一条ニ依リ 処分スルコトヲ得ス本則ニ違背シタル営業者ニ関シテ亦同シ
- 第八条 地方長官ハ本則ノ執行ニ関シ明治三十三年二月法律第十五号第二条ノ職権ヲ行フ コトヲ得

附則

)

第十一条 谿白ハ当分ノ内第四条ノ規定ニ拘ハラス化粧品トシテ之ヲ使用スルコトヲ得

# 1904年7月26日内務省令第12号による改正

第二条に左ノ但書ヲ加フ

但シ野菜果実類ノ貯蔵品及昆布ニ其ノー「キログラム」中銅百「ミリグラム」ヲ含有スル 限度マテ銅又含有著色料ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

### 1909年1月16日内務省令第1号による改正

第四条中第二号ノ二号ヲ加へ第二項ヲ追加ス

三 乾燥油又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタル酸化鉛(鉛丹ヲ含ム)又ハ格 羅謨酸鉛(硫酸鉛)ト併用セルモノヲ含ム)但シ剥離シ易キモノハ此ノ限ニ在ラス

四 水二不溶性ノ亜鉛化合物ニシテ護謨質又ハ「ワニス」ニ融和シ若シハ「ワニス」ヲ塗布スル場合ノ外ノ販売ノ用ヲ供スル護謨製玩弄品ノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ス

# 1913年7月26日内務省令第12号による改正

第二条 有害性著色料ハ販売ノ用ニ供スル飲食物ノ著色ニ使用スルコトヲ得ス但野菜果実類ノ貯蔵品ニ在リテハ其ノー「キログラム」中銅百「ミリグラム」、昆布ニ在リテハ其ノ無水物一「キログラム」中銅五十「ミリグラム」ヲ含有スル限度マテ銅、銅化合物又ハ之ヲ含有スル著色料ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

# 1930年10月12日内務省令第三十号による改正

第四条第一項左ノー号ヲ加フ

五 安知母紐謨、鉛及安知母紐謨ト鉛ノ合金ニシテワニス若シセロイドヲ塗布シ又ハ鍍金シ若ハ鍍銀シタルモノ

但シ剥離シ易キモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二条 現在鉛白ヲ使用シテ化粧品ノ製造ヲ為ス者ハ現在製造ノ化粧品ト同一ノモノヲ 製造スル場合ニ限リ第四条ノ規定ニ拘ラズ昭和八年十二月迄鉛白ヲ使用スルコトヲ得 鉛白ヲ使用シタル化粧品ハ昭和九年十二月三十一日以後ニ於テ之ヲ販売シ又ハ販売ノ目的 ヲ以テ陳列若ハ貯蔵スルコトヲ得ズ之ニ違反スル化粧品ハ第四条ノ規定ニ違反シテ製造シ タルモノト看做す

# 1934年12月8日内務省令第35号による改正

第十二条第二項中「昭和九年十二月三十一日」ヲ「昭和十年十二月三十一日」ニ改ム 出所:山本俊一『日本食品衛生史(大正・昭和初期編)』日本法規出版株式会社、1981 年、 432-434 頁。

# ②タール色素をめぐる論争

)

当時の着色料の使用基準を巡る代表的論争にタール色素の使用基準を巡る国会での論争がある。1922 年 3 月 14 日に、衆議院において大林代議士ほか一名より「タール色素ならびにカラメル使用取締に関する建議案」が提出された。22 日の本会議に上程されることになり、その後委員会付託となった末、24 日の本会議において可決されたという<sup>108</sup>。その当時飲食物の着色料として、最も使われているのは、タール色素とカラメルであった。有機性色素であるタール色素は、人体に無害のものがある一方で、毒性を持ち人体に害を及ぼす恐れがあるものも存在する。その類の有害性タール色素には砒素が含まれており、そのため規制する必要があるとの理由であった<sup>109</sup>。

また、ウィスキー・醤油・味噌などに広く使われているカラメルは、普通の砂糖を燻蒸して製造されたものである。その製造過程において、ホルムアルデヒトという物質が生成されてしまう。そのホルムアルデヒトの使用は、「飲食物防腐剤取締規則」によって禁じられていたが、ホルムアルデヒトを含有するカラメルを使用すること自体は規制されていなかった。しかし、澱粉や砂糖などを加熱すれば、必ずホルムアルデヒトが発生することもあり、飲食物にカラメルの使用許容限度を設ける方法で、議論がなされた110。多量に摂取すれば人体に有害な物質であっても、自然界にごく少量は存在し、その限りで人体に有意な影響を与えないものもあることから、その使用基準を巡って議論が戦われたのである。

#### ③研究者の提言

しかし一方で着色料の安全性を巡る試験方法は確立しているとは言えず、昭和時代に入り、研究者の側から着色料に対する公定試験法の制定を建議し、取締の不十分な実情を訴え、あるいは着色料の発癌性の危険を警告するなどの動きがみられた<sup>111</sup>。

# a.試験法の設定

1928年に、山口県の知事の手を経て、山口・九州・沖縄各連合衛生技術官会議(3月・山口県)において決議された建議書は、内務大臣宛てに提出された。その建議書の一項目はタール色素公定試験法の制定に対する要望であった<sup>112</sup>。

# b.危険な飲食物

1934年に、警視庁衛生検査所長柿沼三郎は、「危険なる飲食物」という報告書のなかで、

有害着色料について、以下のように述べている。

「菓子で一番面倒なのは着色料である。石炭タール採った色素が一番問題である。内務省の着色料に関する取締規則は明治三十三年に発布されたもので、現在においてはこれでもって完全な取り締りを期待するわけにはいかないが、しかし残念なことにこの取り締り以外に方法がない。当局としてはこの取締規則以上注意しているが、しかしながらそれは奨励に過ぎないので、徹底的に取り締ることは到底できない……」

以上のように、昭和時代になっても、日本国内において菓子を製造する際に用いられている着色料が一番問題視されていることがわかる。その理由の一つとしてあげられたのは、現行の「着色料取締規則」の不十分さであった<sup>113</sup>。

### c.癌の危険

1941年に、加藤朝捷という人は『医事公論誌』に3回にわたり「食品や薬品に含まれる色素により癌の生ずる危険性」という総説を発表した。色素類の濫用に対して警告を発し、さらに5つの対策を提案した<sup>114</sup>。

「一 食用色素の中から不必要で危険なものとみなされているものを法律的に禁止すること;二 毒性試験の再検討;三 発癌性薬品の鑑別;四 色素製造者へ直接注意を促すとともに、色素使用の工業者にも注意を発すること;五 民衆の教育」<sup>115</sup>。いずれも当時の議論からして常識的な指摘ではあるが、それだけに毒性試験の不十分や、安全性が判明しない色素の使用問題が第2次大戦期に至るまで絶えなかった状況をみることができる。

# (2) 防腐剤

### ①飲食物防腐剤取締規則の改正

防腐剤については 1903 年 9 月に、内務省令第十号「飲食物防腐剤取締規則」が公布された。その後、1904 年内務省令第 17 号および 1906 年内務省令第 13 号の改正により、本規則の第一条に規定される防腐剤の種類が 10 品目となった。防腐剤に対する取締論争の焦点となったのは、附則において一定の規制内で使用を認められたサリチル酸及び硼酸であった。これらが許可量以上の濃度を用い、あるいは制限外の飲食物に対して使用された場合があったため、これに対する取り締まりが行われた116。

1915 年 10 月に、内務省令第十五号「飲食物防腐剤取締規則改正」が公布された。規定される防腐剤の種類が新たに 5 品目が追加され、15 品目となった<sup>117</sup>。

内務省令第十号

明治三十六年九月二十八日

#### 飲食物防腐剤取締規則

第一条 本則ニ於テ防腐剤ト稱スルハ左ニ掲クル物質其ノ化合物及之ヲ含有スルモノヲ 謂フ

一般を記る酸、硫酸、「クロール」酸、「フルオール」水素及其ノ塩類、「フオルムアルテヒツド」、昇泉、亜硫酸及其ノ塩類並次亜硫酸塩類、「サリチール」酸及其ノ化

合物、「チモール」

- 第二条 販売ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯蔵ニ防腐剤ヲ使用スルコトヲ得ス 防腐剤ヲ使用シタル飲食物ハ之ヲ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯蔵 スルコトヲ得ス
- 第三条 第一条ニ掲クルモノハ飲食物ノ防腐用ト称シテ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列 シ若ハ貯蔵スルコトヲ得ス
- 第四条 第二条第三条ノ物品ニ関シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五号第一条 ニ依リ処分スルコトヲ得ス本則ニ違背シタル営業者ニ関シテ亦同シ
- 第五条 地方長官ハ本則ノ執行ニ関シ明治三十三年二月法律第十五号第二条ノ職権ヲ行フ コトヲ得
- 第六条 第二条第三条ニ違背シタル者ハ弐拾五圓以下ノ罰金ニ処ス

### 附則

)

- 第七条 本則ハ明治三十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第八条 左二各号ノ場合二ハ本則施行ノ日ヨリ七ヶ年本則ノ規定ヲ適用セス
  - 一 清酒ノ製造又ハ貯蔵ノ為別ニ定ムル試驗法ニ適合スル限度マテ「サリチール」酸 ヲ使用スルトキ
  - 二 魚介獣肉ニ硼酸又ハ其ノ塩類ヲ使用スルトキ
  - 三 魚介ノ貯又ハ運搬ノ為「サリチール」酸又ハ其ノ化合物ヲ使用スルトキ
  - 四 前各号ニ依リ防腐剤ヲ使用シタル清酒、魚介若ハ獣肉ヲ販売シ又ハ陳列シ若ハ貯 蔵スルトキ硼酸、硼酸塩類及「サリチール」酸ニ限リ前項ノ期間第三条ヲ適用セ ス

# 1915年10月30日内務省令第十五号による改正

第一条 「チモール」ノ下ニ左ノ如ク追加ス

「ナフトール」、「レゾルチン」、「ヒノゾール」、蟻酸、亜硝酸

出所:山本俊一『日本食品衛生史(大正・昭和初期編)』日本法規出版株式会社、1981 年、413-414 頁。

# ②飲食物防腐剤漂白剤取締規則の公布・改正

1928年には、「飲食物防腐剤漂白剤取締規則」と名を改めて発布された。従来の「飲食物防腐剤取締規則」に漂白剤が追加され、一括して取締ることにした。この際、新たに蒼鉛、銀、桂皮酸およびフルアクリル酸という4品目の防腐剤も取締りの対象となった。同時に、亜硫酸、次亜硫酸および安息香酸という3品目の防腐剤については、定まった限度量以内であれば、その使用が認められた118。この改正は、ますます多様化していくと予想される防腐剤の使用に対し、その取締制度が設けられたことに意義がある119。

)

# 飲食物防腐剤漂白剤取締規則

昭和三年六月十五日

- 第一条 左ニ掲グル物ハ販売ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯蔵ニ之ヲ使用スルコトヲ 得ズ但シ別ニ指定スル物ヲ指定ノ条件下ニ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 姿息香酸、硼酸、「クロール」酸、「フルオール」水素、「フォルムアルテヒード」、 算 策、 亜硫酸、 次亜硫酸、「サリチール」酸、「チモール」、「ナフトール」、「レゾルチン」、「ヒノゾール」、 蟻酸、 蒼鉛、銀、桂皮酸、「フルアクリール」酸
  - 二 前項ニ掲ゲザル物ニ付テハ、品名、用法及用量ヲ具シ主タル営業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視総監以下之ニ做フ)ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ防腐又ハ漂白ノ目的ヲ以テ販売ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯蔵ニ使用スルコトヲ得ズシ第二条ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル防腐剤又ハ漂白剤ヲ許可ヲ受ケタル用法、用量ノ範囲内ニ於テ使用シ又ハ食塩、砂糖、酢、アルコホル、蕃椒其ノ他調味料ヲ主トスル物品ヲ使用スルハ此限ニ在ラズ前ニ項ノ規定ニ違反スル飲食物ハフヲ販売スシ又ハ販売ノ日的ヲ以ニ運搬、防
  - 前二項ノ規定ニ違反スル飲食物ハ之ヲ販売スシ又ハ販売ノ目的ヲ以テ運搬、陳 列若ハ貯蔵スルコトヲ得ズ
- 第二条 飲食物ノ防腐剤又ハ漂白剤ヲ発売セムトスルトキハ発売者ノ名称、原料品名及 其ノ分量、調製方法、用法並用量ヲ具シ主タル営業所所在地ノ地方長官ノ許可 ヲ受クベシ之ヲ変更セムトスルトヲ亦同ジ 前項ノ場合ニ於テ日本薬局方ニ記載セザル原料品ヲ使用セムトスル者ハ其ノ見 本品ヲ提出スベシ
- 第三条 前条ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル防腐剤又ハ漂白剤ノ原料品ニシテ日本薬局方 ニ記載セザル物ハ第二条第二項ノ見本品ト同様ノ性質品質ヲ具備スルコトヲ要 ス
- 第四条 発売者ハ防腐剤又ハ漂白剤ノ容器又ハ被包ニ其ノ氏名又ハ商号、主タル営業所 所在地、用法並用量ヲ明記スベシ
- 第五条 地方長官ハ衛生上危害ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキハ第二条第一項ノ規定ニ 依リ許可ヲ受タケタル者ニ対シ其ノ許可ヲ受ケタル事項ノ変更ヲ命ズルコトヲ 得
- 第六条 地方長官ハ本令又ハ本令ニ基キテ為シタル処分ニ違反スル飲食物、防腐剤又ハ 漂白剤ニ関シテ明治三十三年二月法律第十五号第一条ニ依リ処分スルコトヲ得 本令ニ又ハ本令ニ基キテ為シタル処分ニ違反シタル営業者ニ関シテ亦同ジ
- 第七条 地本長官ハ本令ノ執行ニ関シテ明治三十三年二月法律第十五号第二条ノ職権ヲ 行フコトヲ得

- 第八条 左ニ掲グル者ハ百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス但シ第一条第一項又ハ 第二項ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テ其ノ事実ヲ知ラザルトキハト雖モ処罰ヲ 免ルルコトヲ得ズ
  - 一 第一条各項ノ規定ニ違反シタル者
  - 二 第二条第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケズシテ防腐剤又ハ漂白剤ノ発売ヲ為 シタル者
  - 三 第二条第一項ノ規定ニ違反スル防腐剤又ハ漂白剤ヲ販売シタル者
  - 四 第三条ノ規定ニ違反スル防腐剤又ハ漂白剤ノ発売ヲ為シタル者
  - 五 第四条ノ規定ニ依ル表示ヲ為サズ又ハ虚偽ノ表示ヲ為シタル者
  - 六 第五条ノ規定ニ依ル処分ニ違反シタル者

昭和十四年五月十五日厚生省令第十号による改正

第四条 発売者ハ防腐剤又ハ漂白剤ノ容器又ハ被包ニ其ノ氏名又ハ商号、主タル営業所 所在地、用法及用量並安息香酸又ハ其ノ化合物ヲ含有スルモノニ在リテハ其ノ 旨ヲ明記スベシ

出所:山本俊一『日本食品衛生史(大正・昭和初期編)』日本法規出版株式会社、1981年、434·435頁。

#### ③違反防腐剤

#### a.硼酸

)

1923年に、オーストラリアより輸入されたバターに防腐剤として、硼酸が添加されている事実が発見された。この影響で、同年8月4日に、大阪府知事は内務省衛生局長宛てに、輸入バターを取締すべきかどうかという伺いを申し立てた。その回答としては、取締の励行を指示されている120。

### b.サリチル酸

1912 年 11 月 8 日、京都府大塚技手は、京都市新町通錦小路上る大八醤油店を臨検した際、醤油に防腐剤としてサリチル酸が添加されている事実を発見したため、18 樽の醤油を廃棄させ、追って厳重に処分することを言い渡した121。

# (3)人工甘味質

当時の日本において、人工甘味質のなかで最もよく使われていたのがサッカリンである。日本に初めてサッカリンが輸入されたのは 1890 年のことであったが、当時の輸入量は、わずか半ポンド(225g)にすぎなかったという。しかし、その後輸入量が右上がりで増加し、1900 年には、その輸入量が 3.5t に達した122。1901 年に、「人工甘味質取締規則」によりサッカリン等の人工甘味質の使用は、医療用を除いて禁止された。しかし、これはサッカリンに毒性があるというのではなく、むしろ砂糖と競合し、砂糖の売り行きを妨げるという経済的な理由の存在も指摘されている123。当時砂糖製造業は植民地台湾の主要産業であっ

たことから国内砂糖産業への打撃に対して政府が神経質になるには理由が存在した。

大正期に入り、砂糖の価格が急上昇されると、サッカリンの解禁を論ぜられたが、結果的に解禁されることがなかった。昭和期に入ると、一般の嗜好傾向としてますます食品に甘味を要するようになってきた。特に、たくあん漬けなどのような長期保存食品には、砂糖を使用することができず、サッカリンの使用が要望されるようになった。そこで、1941に、「人工甘味質取締規則」の一部改正が行われ、たくあん漬けの調味に一定量以下のサッカリンの使用が認められたが、時期を考えると太平洋戦争開始時期に相当するため、台湾砂糖産業の重要性が低下したこととこの規定の改正の関係性についても考慮する必要があるだろう124。その他昭和期にはズルチンという合成甘味料の使用も問題となった。1941年6月、福岡県宗像郡で発熱を伴って顔面が腫れるという特徴的な症状を呈した患者が約1000人確認された。後の調査結果で、この症状がズルチンによるものと判明したため、急遽取締りの対象となった125。

内務省令第三十一号

)

明治三十四年十月十六日

# 「人工甘味質取締規則」

- 第一条 人工甘味質トハ「サツカリン」(甘精)其ノ他之ニ類スル化學的製品ニシテ含水炭素 ニ非サルモノヲ謂フ
- 第二条 販売ノ用ニ供スル飲食物ニハ人工甘味質ヲ加菜スルコトヲ得ス 人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ハ之ヲ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯 蔵スルコトヲ得ス

本条ノ規定ハ第三条第一項第二項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第三条 地方長官ハ治療上ノ目的ニ供スへキ飲食物ノ調味ニ人工甘味質ノ使用ヲ許可スル コトヲ得

前項の飲食物ハ醫師ノ證明アル者ニ限リ之ヲ販売授與スルコトヲ得

本条ノ第一項ノ許可ヲ受ケタル者其ノ飲食物ヲ他人ニ代理販売又ハ請賣セシムル トキハ其ノ氏名及営業所ヲ地方長官ニ届出ヘシ

本条ノ第一項ノ許可ハ地方長官ニ於テ何時ニテモ之ヲ取消スルコトヲ得

- 第四条 前条ノ飲食物ヲ販売授與スルトキハ容器又ハ被包ヲ用ヰ其ノ容器又ハ被包ニハ 「人工甘味質製」ノ六字ヲ記スヘシ
- 第五条 地方長官ハ第三条第一項ノ許可ヲ受ケスシテ人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ニ関シテ明治三十三年二月法律第十五号第一条ニ依リ処分スルコトヲ得ス本則ニ違背シタル営業者ニ関シテ亦同シ
- 第六条 地方長官ハ本則ノ執行ニ関シ明治三十三年二月法律第十五号第二条ノ職権ヲ行フ コトヲ得

### 1941年8月4日厚生省令第39号による改正

第二条第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食物ノ調味ニ使用スルトキ
- 二 沢庵漬ノ調味ニ「サツカリン」ヲ沢庵漬ー「キログラム」ニ付〇、二五「グラム」 迄使用スルトキ

第二条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ

第二条ノ二 前条第一項第二号ニ掲クル沢庵漬中「サツカリン」試験法ハ別ニ之ヲ定ム 出所:山本俊一『日本食品衛生史(大正・昭和初期編)』日本法規出版株式会社、1981年、 436-437頁。

### おわりに

)

以上、戦前期日本における食品衛生を巡る行政制度、法制についての推移を概観した。日本の食品衛生行政は出発点においては防疫を中心とする衛生行政の一領域に過ぎなかった。しかし近代化の進行のなかで、扱われる食品が増加し、また輸出入品としての食品安全問題が浮上することによって、徐々に対処すべき領域が増加することによって、独立した領域として存在感を高めていった過程が明らかになった。しかし戦後のように食品衛生が行政上独立した部署とならなかった点に、戦前期日本の食品衛生問題の限界を認めることができる。

また地方における食品衛生行政は、都道府県と市町村などの地方行政府と警察行政による連携のもとで行われた。その取締り制度は徐々に精緻化していったが、添加物等の高度な化学的知識を要する新しい食品衛生問題が浮上してゆく中で、取締り力の不足や、科学鑑定力の向上、行政側の知識不足などが問題視されるようになった。また添加物のなかで、甘味料のサッカリンに対して比較的強硬な取り締まりが行われた背景に、国内(台湾)の砂糖産業を保護する意図があったとすれば(今回それを充分に論証することはできなかったが)、それは重要な論点であると思われる。

<sup>1</sup>大霞会編『内務省史』(全4巻)原書房、1981年。

<sup>2</sup>厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史』厚生問題研究会、1988年。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>笠原英彦・小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究: 長与専斎から後藤新平へ』ミネルヴァ書房、2011年。

<sup>4</sup>尾崎耕司「後藤新平の衛生国家思想について」(大阪歴史学会『ヒストリア』 (153)、1996 年所収)。

⁵横田陽子『技術からみた日本衛生行政史』晃洋書房、2011 年、193-196 頁。

<sup>6</sup>谷口直人「『伝染病予防法』の制定過程——内務省公衆衛生の構想と展開」(内務省史研究 会編『内務省と国民』文献出版、1998年所収)。

<sup>「</sup>藤原有和「書評 小林丈広著『近代日本と公衆衛生一都市社会史の試み』(関西大学人権問題研究室. 『関西大学人権問題研究室室報』(第29号) 2002年所収、10-11頁);小林丈広

『近代日本と公衆衛生: 都市社会史の試み』雄山閣出版、2001年。

8宝月理恵『近代日本における衛生の展開と受容』東信、2010年。

91874年8月18日文部省ヨリ東京京都大阪三府へ達。医療制度や衛生行政に関する各種規 定を定めた法令である。

10厚生省医務局編『医制百年史』ぎょうせい、1976年、11頁。

11山本俊一、前掲書、349頁。

12山本俊一『日本食品衛生史(明治編)』日本法規出版株式会社、1980年、13頁。

13山本俊一、前掲書、14頁。

14山本俊一、前掲書、4頁。

15山本俊一、前掲書、14頁。

16山本俊一、前掲書、14頁。

17山本俊一、前掲書、14頁。

18山本俊一、前掲書、14-15頁。

19山本俊一、前掲書、15頁。

20山本俊一、前掲書、16頁。

)

21山本俊一、前掲書、16頁。

22山本俊一、前掲書、17頁。

23山本俊一、前掲書、17頁。

24山本俊一、前掲書、18頁。

25山本俊一、前掲書、350頁。

26山本俊一、前掲書、18頁。

27山本俊一、前掲書、350-351頁。

28山本俊一、前掲書、4頁。

29厚生省医務局編、前掲書、58頁。

30厚生省医務局編、前掲書、150-151頁。

31厚生省医務局編、前掲書、59頁。

32山本俊一、前掲書、21頁。

33山本俊一、前掲書、21頁。

34山本俊一、前掲書、21-22頁。

35山本俊一、前掲書、21-22頁。

36清水勝嘉『日本公衆衛生史:昭和戦前期』不二出版、1991年、13頁。

37清水勝嘉、前掲書、13頁。

38清水勝嘉、前掲書、13頁。

<sup>39</sup>日本の慈善事業団体。病院の運営や社会福祉施設の運営などを行っている社会福祉法人の 団体である。

40清水勝嘉、前掲書、13-14頁。

41清水勝嘉、前掲書、14頁。

42清水勝嘉、前掲書、14-15頁。

43清水勝嘉、前掲書、14-15頁。

44清水勝嘉、前掲書、15頁。

45清水勝嘉、前掲書、15頁。

46清水勝嘉、前掲書、15頁。

47清水勝嘉、前掲書、15頁。

48清水勝嘉、前掲書、15頁。

49清水勝嘉、前掲書、15頁。

50清水勝嘉、前掲書、16頁。

```
51清水勝嘉、前掲書、16頁。
```

55清水勝嘉、前掲書、17頁。

56清水勝嘉、前掲書、17頁。

57清水勝嘉、前掲書、17-18頁。

58清水勝嘉、前掲書、18頁。

59清水勝嘉、前掲書、18頁。

60清水勝嘉、前掲書、19頁。

61清水勝嘉、前掲書、19頁。

62清水勝嘉、前掲書、19頁。

63清水勝嘉、前掲書、19頁。

)

64該資料は、明治期、大正・昭和前期、昭和後期の3冊にわけられている。本論文は、主に明治期、大正・昭和前期を分析対象とする。山本俊一『日本食品衛生史(明治編)』日本法規出版株式会社、1980年;山本俊一『日本食品衛生史(大正・昭和前期編)』日本法規出版株式会社、1981年;山本俊一『日本食品衛生史(昭和後期編)』日本法規出版株式会社、1982年。

65厚生省医務局編、前掲書、150頁。

66厚生省医務局編、前掲書、150頁。

67厚生省医務局編、前掲書、151頁。

68厚生省医務局編、前掲書、151頁。

69厚生省医務局編、前掲書、152頁。

70山本俊一、前掲書、30頁。

71「このたび地方違式註違の条項が布告されたが、この条例は国の安全と国民の健康を保持するためのものであるので、全国民はこれを知っていなければならない。そのため、戸長、副戸長の制度のある所では必ずこれを掲示し……。」山本俊一、前掲書、30·31 頁による。72山本俊一、前掲書、30·31 頁。

73山本俊一、前掲書、31頁。

74山本俊一、前掲書、31頁。

75加藤時次郎(1858年2月14日~1930年5月30日)医師・社会運動家。1888年ドイツに留学し、1890年帰国後加藤病院を開業する共に平民社の社会主義運動を援助する。1906年結党の日本社会党評議員となる。1916年生活社を設立、平民病院(加藤病院の改組)、平民薬局を運営するなど社会改良事業に活躍した。『20世紀日本人名事典』による。

76山本俊一、前掲書、32-33 頁。

77山本俊一、前掲書、33頁。

78丹波敬三 (1854年2月25日~1927年10月19日) 明治・大正期の薬学者。1880年東京大学医学部助教授・陸軍薬剤師となる。1884年ドイツに留学、1887年に帰国し、東京帝国大学教授となる。1904年欧米視察に赴き帰国後、日本薬局方調査員、薬剤師試験委員なども務め、日本の薬学教育に尽力した。『20世紀日本人名事典』による。

79山本俊一、前掲書、33-34頁。

80大日本私立衛生会は 1883 年に創設されたもので、医学者・薬学者をはじめとする学者や行政官、医師、その他衛生問題に従事する人たちが会員となった組織で全国的な規模をもつものであった。後の内務大臣である後藤新平や北里柴三郎など政治家や高名な学者も会員であった。光武幸「我国における着色料取締りの歴史:歴史的経緯からみた着色料の存在意義」(『北海道大学大学院環境科学研究科邦文紀要』(1)、1985 年所収)、6 頁注 9 よる。81中浜東一郎(1857 年 7 月 7 日~1937 年 4 月 11 日)明治~昭和期の医師。1885 年内務省

<sup>52</sup>清水勝嘉、前掲書、16頁。

<sup>53</sup>清水勝嘉、前掲書、16-17頁。

<sup>54</sup>清水勝嘉、前掲書、17頁。

御用掛となり、欧州に遊学。1889 年に帰国し、内務省技師に任ぜられ防疫に努めた。1890 年東京衛生所長兼任。のち退官し回生病院を設立。1917 年自営病院閉鎖後は内閣恩給顧問 医。日本保険医学協会長などを務めた。『20 世紀日本人名事典』による。

82山本俊一、前掲書、34頁。

83田原良純(1855 年 7 月 6 日~1935 年 6 月 3 日)明治・大正期の薬学者。東京衛生試験所兼内務技師、同所検明部長をへて、1887 年同所長となる。1890 年在官のままドイツに留学し、かつ欧州各国の衛生事業を検視した。以後、東京衛生試験所長の傍ら、専売特許局技師、内務技師を兼務、他に日本薬局方調査会委員、中央衛生会委員などを歴任した。フグ毒を初めて卵巣から抽出し、"テトロドトキシン"と命名したことで知られる。『20 世紀日本人名事典』による。

84第6回大日本私立衛生会衛生事務講習修了証書授与式での発言。横田陽子『技術からみた 日本衛生行政史』晃洋書房、2011年、22-23頁による。

85横田陽子、前掲書、23頁

86横田陽子、前掲書、23頁

87山本俊一、前掲書、35頁。

)

88山本俊一、前掲書、35-36頁。

89山本俊一、前掲書、353頁。

90山本俊一、前掲書、5頁。

91山本俊一、前掲書、287頁。

92山本俊一、前掲書、287-288 頁。

93鉛白:塩基性炭酸鉛を成分とする白色顔料。古くから使用され、日本では昔、鉛板を積み重ねた下から酢を炭火で蒸発させて作った。かつては白粉(おしろい)の原料にも用いられたが、人体に有毒なため、現在は主に戸外用の塗料に用いられる。白鉛。『広辞苑(第五版)』による。

94光武幸「我国における着色料取締りの歴史: 歴史的経緯からみた着色料の存在意義」(『北海道大学大学院環境科学研究科邦文紀要』(1)、1985年所収)、6·7頁。

95山本俊一、前掲書、335-337頁。

96サリチル酸:有機酸の一。無色の結晶。医薬・防腐剤・染料の原料などに用いる。硼酸: 無色・無臭で、真珠光沢をもつ鱗片状の結晶。うがい薬・消毒および軟膏製剤として用いる。ガラス・顔料などの原料。『広辞苑(第五版)』による。

97山本俊一、前掲書、336-341頁。

98山本俊一、前掲書、329頁。

99山本俊一『日本食品衛生史(大正・昭和初期編)』日本法規出版株式会社、1981 年、15 頁。

100山本俊一、前掲書、16頁。

101山本俊一、前掲書、16-19 頁。

102山本俊一、前掲書、19頁。

103山本俊一、前掲書、19-21 頁。

104山本俊一、前掲書、313-316頁。

105山本俊一、前掲書、314頁。

106山本俊一、前掲書、314·316 頁。

107山本俊一、前掲書、316頁。

108山本俊一、前掲書、317-320頁。

109山本俊一、前掲書、317-320頁。

110山本俊一、前掲書、317-320頁。

111山本俊一、前掲書、322頁。

112山本俊一、前掲書、322頁。

113山本俊一、前掲書、322-324頁。

114山本俊一、前掲書、324-325頁。

115山本俊一、前掲書、323-326 頁。

116山本俊一、前掲書、321頁。

117山本俊一、前掲書、322頁。

118山本俊一「日本の食品衛生史··特に食品衛生法以前の食品添加物について」(日本食品衛 生学会『食品衛生学雑誌』21(5)、1980年所収)、334頁。

119山本俊一、前掲書、10頁。

120山本俊一、前掲書、340-341頁。

121山本俊一、前掲書、343頁。

122山本俊一、前揭論文、332頁。

123山本俊一、前掲書、10頁。

124山本俊一、前掲書、10頁。

)

125山本俊一、前掲論文、332頁。

45

# 第二章 衛生組合の活動

#### はじめに

)

本論文は全体として食品衛生問題と食品の品質問題を行政と個別産業の取り組みに焦点を当てて分析している点に特徴がある。しかし衛生問題は、行政と企業の取り組みだけではなく、個々の国民・民衆への啓蒙と取り組みがなければ社会的広がりを持たないということは言うまでもない。本章では戦前期に日本の地域社会に設置された衛生組合の活動に注目する。衛生組合とは、伝染病予防対策などの衛生業務を地域の末端において行った地域組織であるが、漸次に国勢調査などの事業を行政から委託されるなど、地域の自治機関として衛生業務以外の行政事務も担っていた行政の補助団体である。衛生組合が衛生業務や日常的な行政事務を担うことにより、住民の生活に深く関与し、地域秩序を維持する役割を果たしていた1。尾崎耕司は、衛生組合について地方制度との関連を正面に据えながら、神戸市の衛生組合という地域住民組織を考察対象として、その明治期以降の活動を辿りながら、日本近代の公衆衛生や都市自治のあり方を描いた2。その他に、衛生組合の役割を「官治的取締の手段としてとらえ」た小栗史朗の研究、「地域的な名望家支配の補完物」と位置づける原田敬一氏、松下孝昭氏の研究、同組合を衛生行政の末端機関として位置付け、「地域的な差別意識を高めるもの」として批判的に位置づける安保則夫、小林丈広等の研究が存在する3。

本章ではまず第 1 節で、静岡市衛生組合の活動について概観する。活動の多くは公衆衛生活動であり、食品衛生に関するものは多くないが、同時代の地域衛生活動における食品関連分野への位置づけを明確にするため、敢えて網羅的に検討した。第 2 節では、その他いくつかの地域衛生組合活動のなかから、食品に関連する活動を抽出して紹介する。

### 第一節 静岡市衛生組合の活動

#### 一、静岡市衛生組合の創設

1879 年太政官達第 55 号をもって地方衛生会規則の発布、および内務省達乙第 56 号をもって「今後地方廳衛生課設置ニ付、町村衛生事務条項ノ設置」の許可という 2 つの通達に基づき、1889 年 11 月に静岡衛生会規則草案委員会が設けられ、衛生組合の設立を企図するところに至った。1891 年 4 月 28 日、静岡県内務部長より静岡市長宛て衛生組合に関する事項が通牒された<sup>4</sup>。

# 衛第一九○号

今般第二十號ヲ以テ傳染病豫防心得書訓令相成、該總則第一條ニ據リ市町村ニ於テハ本 年五月中ニ便宜衛生組合ヲ設ケ、規約書縣廰へ可届筈ニ就テハ其組合區域ハ土地ノ情況ニ 依リ、市ニ於テハ一町又ハ數ケ町或ハ戸數ヲ以テ區劃シ、大略左ノ事項ニ付規約ヲ設ケシ メ、組合毎ニ組合長壱人ヲ置キ、平常規約ノ履行ニ注意セシメ、而シテ組合長ハ組合ヨリ 可成市ノ區長又ハ其代理人、常設委員若クハ市吏員、醫師、學校教員等ニ在ルモノヲ推薦 又ハ嘱託シ、組合設置ノ為別段ニ費用ヲ要セシメザル趣旨ニ付、右御承知相成度依命此段 申進候也

明治二十四年四月二十八日 静岡市長 星野鐵太郎殿

静岡縣内務部長 村田豊

- 一、下水溝渠及流シ下等ハ時々掃除シ地泥塵芥ヲ溜滞セシメザル事
- 一(資料まま)、井邊ヲ清潔ニシ潴滞セザル様注意シ、且飲料水ノ性質不良ナルモノハ之 ヲ改良シ、又ハ飲料ニ供セザル事
- 一(資料まま)、便所ハ尿屎ノ充溢セザル様常ニ之ヲ汲取、且芥溜モ時々掃除ヲナシ塵芥 ヲ推積セシメザル事
- 四、邸内ニ汚水溜アルモノハ時々汲取汚臭ヲ除去スル事
- 五、悪疫流行ノ際之レガ豫防消毒等ニ關スル事
- 六、組合内ノ貧病者ハ成ルベク救療ノ方法ヲ設クル事
- 七、右ノ外衣食住其他習俗ノ健康ヲ傷害スベキモノハ其除害改良ノ方法ヲ設クル事

上記の通牒により、衛生組合の目的は、清潔法、摂生法を励行して、伝染病の予防に取り組むことであった<sup>5</sup>。食品に関連するものとしては、主に井戸に関わる水回りの衛生改善が重視されているが、これは主に水を媒介とした疫病の防疫を意識した点が大きかったと思われる。その他、「七」において食の面においても健康を害する要素の改良が指摘されているが、包括的かつ抽象的な指示の印象を免れない。

静岡県内務部長の通牒を受け、静岡市衛生組合の創設にあたって、静岡市長は自ら創設 委員長を兼任し、各町に衛生組合創設委員の立候補者を招集し、選挙を経て、10 名の衛生 組合創設委員を選出した。1891年9月3日に衛生組合の創設に関する委員会を開催し、静 岡市を一区として衛生組合を創設することが決議された<sup>6</sup>。

#### 組合規約

)

組合員の責務は、規約の第七条により規定されている。そのなか、食品衛生に関連した項目を詳しくみることにしよう。第一項は組合員の身体健康への配慮であり、衣服身体の清潔を保ち、不良飲食物の摂取かつ暴飲暴食を控えることを述べている。この部分は衛生というよりも栄養学の領域であるように思われる。第四項は食品衛生に直接的な関係を持たないが、井辺を清潔にして邸内の汚水を速やかに処分することで、飲料水への汚染を避けることが目的の一つであろう。第五項は飲料水の水質が不良の場合は、濾過もしくは煮沸して飲用することで、水を媒介とした病気を防ぐことが目的である。第七項は魚腸など汚臭を放つものは密閉して貯蔵することで、他の飲食物への汚染防止を呼びかけている。

第八項は不熟の果実を含め、いわゆる人体に害を及ぼす恐れがある有害飲食物の販売が禁じられており、食品衛生にもっとも深い関係をもつものである。第九項は飲食物に病原微生物を媒介する蝿また塵埃との接触を防ぐことで、飲食物の汚染防止を目的とするものである。前述した通牒と併せて考えると、この時期の衛生組合では食品衛生問題は問題として顕在化しておらず、水回りの防疫という「環境衛生」の領域に属する問題として意識されていたに過ぎない段階であったというべきだろう。

### 静岡市衛生組合規約

)

第一條 本規約ハ静岡市内ノ清潔法摂生法其他傳染病豫防ノ為メ設クルトス

第二條 組合ハ静岡全市ヲ以テー組合トス

事務所ハ市役所内ニ置ク

但處理便宜ノ為メ組合長ハ適宜職員ノ持受部ヲ設クルヲ得

第三條 本規約ノ實行ヲ計ル為メ職員ヲ置ク

組合長 壹名

副組合長 壹名

組合幹事 拾五名

組合委員 各町五十戸以内ハー名、五十戸以上ハ二名乃至三名ヲ置ク、但二十戸 以内ノ町ハ他町ニ聯合スルヲ得

第四條 正副組合長ハ組合幹事ニ於テ之ヲ選擧シ組合幹事ハ組合委員ニ於テ之ヲ選擧シ 組合委員ハ各町若シクハ聯合町住民ニ於テ之ヲ選擧ス、其任期ハ共ニ満ニヶ年トス 第五條 本組合の職員ハ總テ無給トス、尤モ時宜ニ依リ組合會議ノ決議ヲ以テ報酬スル事 アルベシ

第六條 組合長以下職員ノ職務ヲ左ノ如シ

組合長

- 一、組合内衛生ニ關スルー切ノ事ニ注目シ本規約ノ實行ヲ謀ル事
- 二、組合幹事及組合委員ヲ指揮監督シ組合員ヲシテ其ノ責務ヲ盡サシムル事
- 三、會議招集ノ事
- 四、組合費収支ノ事

副組合長

- 一、組合長ヲ輔ケ組合長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス 組合幹事
- 一、組合長ノ指揮ヲ委員ニ傳フル事
- 二、組合委員ノ勉否及組合員ノ状況ヲ視察シ組合長ニ申告スル事
- 三、組合長ヨリ分掌ヲ受ケタル事項 組合委員

- 一、彼(資料まま)選區町ニ就キ本規約ノ實行ヲ勉ムル事
- 二、時々被選區内ヲ巡視シ懇篤説示事
- 三、傳染病豫防及消毒ニ盡力スル事
- 四、組合費取纏ノ事

)

- 五、右之外衛生上ニ付組合長ヨリ指揮ノ事
- 第七條 組合員ノ履行スベキ項目概略左ノ如シ
  - 第一項 衣服身體ヲ清潔ニシ不良又ハ過度ノ飲食ヲ為ヾムル事
  - 第二項 家屋ハ常ニ掃除シ空氣ノ流通ヲ善クスル事
  - 第三項 流シ下及溝渠ハ時々掃除シ土泥塵芥ヲ溜滞セシメザル事
  - 第四項 井邊ヲ清潔ニシ邸内ニ汚水ノ豬滯ナカラシムル事
  - 第五項 飲料水ノ性質不良ナルモノハ細砂石ヲ以テ濾過スルカ又ハ煮沸スルカ其性質 ニ依リ之ガ改良ヲ加フルニ非ザレバ飲料ニ供セザル事
  - 第六項 便所ハ尿屎ノ充溢セザル様常ニ之ヲ汲取且芥溜モ時々掃除ヲナシ塵芥ヲ堆積 セシメザル事
  - 第七項 魚腸等總テ汚臭ヲ放ツベキモノヲ貯蔵スルハ其蓋ヲ密閉シ臭氣ノ散逸セザル様 取扱ヒ且可成連ニ家屋懸隔ノ地ニ搬出スル事
  - 第八項 不熟ノ果實及有害ノ飲食物ヲ販賣スベカラザル事
  - 第九項 露店又ハ店頭ニ列スル食物ハ硝子等ノ蓋ヲナシ蝿又ハ塵埃ヲ防グベキ事
  - 第十項 傳染病豫防消毒等ニ關シテハ法令達示ヲ遵守シ―層注意戒慎スル事
  - 第十一項 傳染病患者ヲ隠蔽シ又ハ吐潟物等ヲ下水芥溜等ニ投棄シタルノ疑アルトキハ 其旨速ニ組合長組合幹事又ハ委員へ便宜通報スベキ事
  - 第十二項 本組合内ニ於テ費用ヲ要スル場合アルトキハ組合會議ノ決議ニ依リ負擔スベ キ事
  - 第十三項 本規約實行上ニ關シテハ共同一致ノ精神ヲ以テ互ニ注意戒告シ且意見アル 場合無腹蔵組合長組合幹事又ハ委員ニ申告スル事
  - 第十四項 右之外組合會議ニ於テ決定ノ事項
- 第八條 本組合通常會ハ毎年四月之ヲ開キ臨時會ハ必要ノ時々之ヲ開ク
- 第九條 組合會ノ議員ハ組合幹事十五名及組合委員ヨリ十五名ヲ互撰シテ之ニ充ツ
- 第十條 組合會ハ組合長ヲ以テ會長トス
- 第十一條 組合會ノ擧行スベキ事項左ノ如シ
  - 通常會
  - 一、前年度事務ノ成績及費用精算報告
  - 二、本年度費用豫算及収入法
  - 三、規約ノ追加更生其他重要ノ件
  - 四、正副組合長組合幹事/改選 臨時會

- 一、臨時費用其他重要ノ件
- 二、組合幹事補缺選舉
- 第十二條 組合會ハ時宜ニ依リ其議事ヲ幹事會ニ委託スルヲ得
- 第十三條 事ノ急施ヲ要シ組合會ヲ開クノ暇ナキトキハ組合長ハ幹事會ヲ開キ之ヲ決シ 追テ報告スルヲ得
- 第十四條 本規約ハ履行ヲシテ圓滑ナラシムル為メ毎年三回乃至六回談話會ヲ開キ衛生 ニ關スル初般ノ事項及ビ本組合ニ係ル事件ヲ談話スルモノトス
- 第十五條 談話會ハ各町限リ若シクハ數町聯合シテ之ヲ開クモ妨ゲナシ、其開期場所ハ 組合委員ニ於テ之ヲ指定シ組合會ニ通報スルモノトス

但出席人員及談話事項概目ハ組合長へ報告スルモノトス

第十六條 本規約ハ縣廰へ届出爾後追加變更ノ場合ハ同様届出ベキ事

# 二、静岡市衛生組合の組織

)

静岡市衛生組合(以下 同組合と略す)の組織は、規約の第三条に基づき、組合長一名、副組合長一名、組合幹事十五名、組合委員若干名より構成された。各町で委員を選出し、委員より幹事を、幹事より正副組合長を選出するという。その任期は、いずれも二ヶ年である。また、予算などを議定する場合は、規約の第十一条に基づき、通常会もしくは臨時会を開く必要がある。通常会は毎年四月で、臨時会は必要に応じて開くことが規定されている<sup>7</sup>。

1898 年 5 月、伝染病予防法(1897 年 4 月 1 日法律第 36 号)の発布に対応して、規約の全面的な改正が行われた。その主な内容は、①副組合長を一名から五名に、幹事を十五名から十二名に変更し、委員を各町二、三名とした。その任期はいずれも四ヶ年とした。②組合会議は正副組合長、幹事及び組合員の中から十二名を選出して組織される。③管理の便宜上により、静岡市の全区域を 4 部に分け、副組合長 1 名につき 1 部の管理を任せ、伝染病の予防消毒、衛生法の周到を図ることを目的とする。。

1907年5月、規約は二度目の全面的な改正が行われた。その主な内容は、①管理の便宜上により、静岡市の全区域を4区<sup>9</sup>に分けることを条文化した。②役員として、組合長一名、副組合長五名、幹事十二名、評議員十二名、委員若干名を置くこととした。③正副組合長は組合会で選出し、幹事は組合長より任命する。評議員は委員より選出し、委員は町住民より選出することが定められた。④組合会議は正副組合長、幹事、評議員をもって組織することとし、毎年一回の組合委員総会を開く。ただし、委員総会は決議機関ではなかったという<sup>10</sup>。その後、幹事の人数増加が続け、1915年5月に二十二名に達した<sup>11</sup>。

1917年5月、規約は三度目の全面的な改正が行われた。その主な内容は、①管理の便宜 上により、静岡市の全区域を7部に分け、各部に部長、理事を置くことにした。②役員と して、正副組合長各一名、部長七名、理事三十五名、委員若干名より構成された。幹事長 一名に幹事書記を置くことにした。③正副組合長、部長は組合会で選出し、理事は委員よ り選出するという。④組合会議は正副組合長、部長、理事をもって組織することとした。 同時に部長会議も設けられた<sup>12</sup>。

1929年12月、安東、大字などが静岡市区域に編入されたため、区域区分は七部から十部に、部長は七名から十名になり、理事も三十五名から五十名に改められた。同月に、規約は四度目の全面的な改正が行われた。その主な内容は、①役員として、正副組合長各一名、部長十名、評議員五十名、委員若干名より構成された。②委員の選出は総代に委嘱することになり、その任期が二ヶ年とした。③組合会は組合員総会に代わり、衛生組合の決議機関になった。組合会は正副組合長、部長、評議員をもって組織するという。④衛生会各部において、部長会を開き、委任事項、緊急事項の処理や組合会に提出する議案などを決議する。⑤年に一回役員総会を開き、報告や指示などを規定する。⑥改正された規約は1930年1月より施行するという<sup>13</sup>。

1931年2月、旧豊田村などが静岡市区域に編入されたため、区域区分は十部から十二部に、部長は十名から十二名になり、評議員も五十名から四十五名(各部五名から一~九部各部四名、十~十二部各部三名)に改められた。さらに、同年6月に規約改正が行われた。その主な内容は、①正副組合長は組合会において、組合員の中から選出する。②部長、評議員は各部ごとの部会において、部長が組合員の中から、評議員が委員の中から選出する。③改正された規約は同年7月1日より施行するという14。

1933年3月、賤機村が静岡市区域に編入されたため、区域区分は十二部から十三部に、 部長は十二名から十三名になり、評議員も四十五名から四十八名とした。同時に表彰規定 も改正され、表彰すべき役員の在職年限を規定した。改正された規約は即日より施行する という<sup>15</sup>。

1935年1月、麻機械村、千代田村、久能村、大谷村などが静岡市区域に編入されたため、 区域区分は十三部から二十一部になり、部長は十三名から二十一に、評議員も四十八名か ら五十八名とした<sup>16</sup>。

# 三、静岡市衛生組合の事業

# 1、種痘

静岡市衛生組合が最初の事業として、施行したのは種痘法である。1869年2月、駿府病院において、住民一般に向け、種痘法の施行を布達した。これは、明治政府が各府県に令した種痘法の普及よりも1年2ケ月早かった<sup>17</sup>。

種痘の良法たる事は方今都鄙を論せず、世人普く知る處なり。然るに尚は寒暑晴雨に拘はり遅滞する内に天然痘を感受して、小児をして大危難に罹らしむる者亦少からず。是其父母たる人の倦惰と云ふべし。實に憫然之至なり。依之今度病院に於て種痘いたし□に付、町在之者吾小児生後五十日を經候はゞ早々差出し、無懸念種痘可願出候事(下略)

明治二年二月

# 四ツ足御門外 駿府病院

1880年7月、静岡市内において天然痘が発生したが、蔓延しなかった。1885年7月、 静岡市内において天然痘が発生蔓延し、翌年2月になって漸く終息した。1891 年 12 月、静 岡県下各地に天然痘の発生が確認され、翌年 1 月になっても状況の改善が見込めず、患者 が十数名に達したという。事態の改善を図るため、1892年1月22日に静岡県知事より天然 痘の予防を奨励する諭告が発せられた。諭告を受け、同組合は臨時会を開き、臨時種痘法 を施行することが決議された。同時に種痘手数料について、同組合幹事会において、一人 当たり5銭以上10銭以下を徴収すると決議されたが、協力機関である静岡医会(資料まま)18 の意見もあり、貧困者に対し無料で接種した。1917年、静岡市内の壱所町において天然痘 が発生したため、壱所町を中心とした22ケ町の住民9,450名に対し、無料で接種したとい う。1924年、東京府において天然痘が発生し漸次蔓延の兆しがあるため、静岡市内におい て無料種痘所を設け、公種痘期にある者を除き、住民 9, 893 名に接種した。1929 年 3 月 25 日、清水市において痘瘡患者 1 名が発生したため、住民 4,820 名に対し臨時種痘を施行し た。1932年、中国より天然痘が持ち込まれることが多くなり、日本国内各地に患者が続出 したという。同年4月10日に浜松市で3名の患者が発生したため、静岡市全住民を対象に 接種することになった。1934年3月5日、市内三番町に1名の患者が発生したため、静岡 市全住民に対して接種を施行した。同年5月30日、麻機村北に患者が発生したが、幸いに 蔓延しなかったという19。

# 2、衛生談話会、衛生展覧会、衛生演劇、衛生浪花節、活動写真会

創立当初より、組合の活動は主として講演会あるいは展覧会を開き、住民の衛生思想の 向上を図り、伝染病に対する注意を喚起させることを目的としていた<sup>20</sup>。

#### (1)衛生談話会

)

同組合は設置以来、毎年市内各所において、衛生談話会あるいは衛生教育会を開いた。市内の医師、衛生関係者などを講師として招き、住民一般を対象に伝染病の予防警戒および一般衛生上の注意を促した。1917年10月15日、本市の教育会と聯合して衛生教育談話会を開催した。小学校、教会、劇場などにおいて談話会が実施され、聴講者数はのベー万人を突破する盛況であったという。1919年11月13日より4日間、茶業組合聯合会議所において結核予防協会主催のもとに衛生講演会が開かれた。1920年10月1日より5日間、劇場において本市教育会と共同で教育衛生通俗談話会を開催し、腸チフス、コレラ、赤痢などの活動写真を用いて解説した。1921年7月9日、教会において同組合主催の通俗衛生談話会では、主としてコレラ、腸チフス、結核予防に関する衛生談話が行われ、余興として活動写真の映写も行われた。1927年7月25日より3日間、慶応大学海外医事研究会の後援を得て、静岡市商品陳列所(資料まま)において同組合主催の通俗衛生講習会が開かれた。

講習料は無料としたが、講習録配布の希望者に30銭を徴収した。328名聴講者のうち84名に講習証書が与えられたという。1936年9月2日より、組合各部において、住民の衛生思想の喚起、および防疫宣伝が目的で、講演会、座談会、映画会などが開催された。同年7月17、18日の2日間、静岡県および静岡市の後援を得て、慶応大学海外医事研究会主催の通俗医学講演会が開かれた。同組合はその会場費の一部を負担した。1937年6月5日、同組合主催の都市衛生懇談会が開催され、県並びに4市よりの衛生関係者も出席した<sup>21</sup>。

# (2)衛生展覧会

同組合が本格的に衛生展覧会を開いたのは 1913 年 6 月であった。 新たに落成した静岡市 伝染病院(資料まま)において、7日間実施された。陳列品は内務省の衛生参考品をはじめと して、静岡県衛生課、静岡衛戍病院、日本赤十字静岡県支部、静岡市医師会、静岡市薬剤 師会、静岡市産婆組合、静岡市看護婦会などより 1 千 5 百あまり点が出品された。参観者 数は合計 37,463 名に達した。1918 年 4 月 22 日より 10 日間、大日本衛生普及会が主催とな り、静岡市物産陳列館において衛生展覧会が開催された。住民に無料券を配布し、入場者 数は約1万6千人であった。1919年9月2日より6日間、静岡県警察部主催により静岡市 物産陳列館において衛生展覧会が開催された。同組合は、展覧会の活動にも協力した。1930 年11月より5日間、静岡県および静岡市の主催により健康週間が施行された。3つの会場(静 岡県教育会館楼上、静岡市商品陳列館楼上、静岡県水産会楼上)にて、①法権と整容、②栄 養と食料、③被服類の衛生、④温泉冷鉱泉及入浴、⑤水と浄化、⑥照明及燃料、⑦暖房及 換気、⑧母性及小児保健、⑨自然療養と身体鍛錬、⑩遺伝と民族衛生、⑪衛生と迷信、⑫ 保健と疾病、⑬人体、⑭汚物処理、⑮保健と飲食物並飲食物用器具という 15 部に分けて陳 列した。1933 年 2 月 19 日より 10 日間、大日本衛生普及会主催の衛生展覧会が開催された。 さらに、同年6月3日より3日間、同組合、本市学校衛生会、静岡市安倍郡歯科医師会が 主催となり、ライオン歯磨口腔衛生部の後援を得て、第 1 回歯科衛生展覧会を開いた。静 岡県教育会館にて、市内小学校児童製作品(歯科衛生に因むポスター・綴方・書方等)、歯 科衛生標語(一般市民より募集)、歯科衛生参考品(ライオン歯磨口腔衛生部出品)、歯科衛 生相談所という4部に分けて陳列した。1936年5月には、静岡新報社主催により、衛生展 覧会が開催され、同組合がこの活動に協力した22。

# (3)衛生演劇、衛生浪花節

1916 年 5 月、中京成美団一座を傭聘し、7 日間にわたる衛生演劇を開催した。無料観覧であるため、入場者数は 1 万 2 千 8 百余名に達し、予想外の成果が得られた。同年には、衛生宣伝の浪花節も興行され、盛況を極めたという。1918 年 3 月 8 日より 7 日間、在郷軍人会および教育会の開催により、同組合は「軍事教育衛生演劇」を興行し、割引券を配布した。1920 年 1 月以来、日本全国に流行性感冒がはやったため、内務大臣より全国各府県あてに予防施設の普及強化という訓示が発せられた。したがって、同組合は全住民にマスクの着用を励行したものの、流行性感冒が依然蔓延したため、さらなる積極的な予防活動が求められた。そこで、同月 24 日より 5 日間、流行性感冒予防に関する衛生劇が開催され

た。入場者は必ずマスクを着用しなければならないと規定し、マスクを着用しない場合はいかなる理由であろうと入場することができない。マスクは 10 銭で購入することができる。 1927 年 1 月 27 日より 5 日間、同組合の協力を得て、光明劇団主催の流行性感冒および腸チフス予防その他衛生に関する宣伝劇が興行された。同組合はこの興行日をマスクデーとし、入場者に対して無料でマスクを配布した。 1928 年 6 月 6 日、組合総会に際して、浪曲衛生宣伝の創案者である小菊丸改め東海楽天を招き、浪曲衛生宣伝を興行した<sup>23</sup>。

# (4)活動写真

)

活動写真が興行されはじめたのは、1897年頃であった。活動写真は原始的ではあるが、 動画ファイルムが導入され、人気を博した。1916 年 5 月頃、江尻および清水地方に腸チフ スがはやったため、予防のため、同組合は活動写真機、腸チフス予防宣伝のファイルムを 借用し、医師会と共同主催のもとに、市内の幼稚園、小学校において、8日間にわたる防疫 活動写真講話会を開催した。活動写真の映写が来会者の人気を博したこともあり、のべ約1 万人が参加したという。1923年、同組合は防疫及び保健に関する宣伝のため、活動写真映 写機を含めた資材を購入し、活動写真班を設置した。前後に市内 11 箇所に映写会を開催し て、好評を博し、入場者数はのべ2万4千人に達したという。同年7月23日、市内の安倍 橋の開通に際して、同組合は静岡県衛生課、静岡警察署、市医師会などと協同して、仮装 行列、巡回宣伝、街頭講演、宣伝ポスター並びにビラの配布、活動写真などを用いて、衛 生防疫に関する宣伝を行った。1924年初夏の頃、県内で腸チフスが相次いで発生し、蔓延 する兆しが現れたため、適切な予防宣伝を行う必要性が認められた。同年5月 16 日から6 月20日にかけて、同組合は市役所と協同し、市内16箇所で毎週2回の映写会を敢行した。 そのほか、各種団体や学校においても、活動写真を用いた宣伝が行われた。観覧者数は 4 万5千4百人に達したという。翌25年にも、活動写真を用いた宣伝が33回行われ、観覧 者数は5万5千5百人を数えた。1931年11月3日、同組合は健康大会を開催し、活動写真 を映写した。4 日にも衛生劇(入場料は 1 人あたり 10 銭)を上演し、入場者数は 3 千 5 百人 に達した。1932年、市内全般で25回の活動写真講演会を開催し、観覧者数は23,850人に 及んだ24。

# 3、結核予防と消毒事業

#### (1)結核予防

1920年12月県令<sup>25</sup>の改正により、市町村長は結核による死亡者を警察署に申告する義務を課された。1919年3月27日、結核予防法(法律第26号)が公布された。条文には「主務大臣ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノヲ収容スル為、人口五万以上ノ市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共団体ニ対シテ結核療養所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」と規定されている。これに基づき、1921年7月、内務大臣より静岡市において結核療養所の設置が命じられた。1923年7月、元大里村中野新田区安倍川堤塘側を施設建設地として選定した。1925年9月起工し、翌26年3月竣工した。6月6日開所式を挙行し、7月12日より結核患者を収容

し始めた。また、結核予防という目的で、1925 年 3 月 27 日に静岡病院内において、結核相談所が設けられた<sup>26</sup>。

一方、住民の結核に関する認識を深めるため、予防講演会を催した。静岡市において、 最初の試みとしては、1921年6月25年より7月7日まで、市内の医師である倉持鋳吾を 講師として招き、市内 5 ヶ所において結核予防講演会を開いた。聴講者数はのべ 900 名で あった。また、1925年、国民の結核に関する認識を深めることが目的で、制定された第1 回の結核予防デー(3 月 27 日)において、静岡市の同組合は衛生課長、静岡警察署長並びに 各種団体と協議してこれに協力した。同組合は 1 万 5 千枚の結核予防標語カードを住民に 配布した。結核予防標語カードは健康増進を図れば、いわゆる病魔を駆逐することができ ると強調した。1926 年度は、結核予防デーを 4 月 27 日に改定されたが、結核予防デーの 実施に際して、同組合は2万枚の結核予防標語カードを住民に配布した。このカードには、 前3年間の結核死亡者数も合わせて掲載した。さらに、「当年1月より4月末日迄の本市結 核死亡者数は幾何なるか」を課題として、懸賞を募集した。応募者460名に対し、48名が 入選され、賞品が授与されたという。1928年、同組合は市役所、健康保険署と共同で、活 動写真講演会を開催した。同時に、消毒班利用方法に関する宣伝ビラ 2 万枚を住民に配布 した。同年には、市医師会において、標語入りの胸章 1 万個を市内の小学校、幼稚園児童 に配布した。1931年、同組合は結核予防標語ポスターを住民に配布したほか、結核予防十 訓その他も掲示し、小学校において活動写真会も開催した。1933 年、同組合は結核予防標 語ポスターを配布すると同時に、静岡市と共同で 1 千個の予防マークを活動写真優待券と ペアで、大人 10 銭、小人 5 銭で販売した。1935 年の結核予防デーには、小学校において 結核予防宣伝活動写真会が開催された。1936年、同組合は結核予防標語ポスターを配布し たほか、市役所と共同で予防デーに関する注意書も配布した。同時に、景品券付の風船玉 を放ち、小学校、町公会堂において結核予防宣伝活動写真会を開催した。また、同年10月 14 日、複十字会が主催となり、静岡県および静岡市の衛生課の後援を得て、市公会堂にお いて「結核恢復者の体験を語る座談会」が開かれた。さらに、同年 12 月 1 日より 7 日間、 結核予防国民運動振興週間が制定されたため、同組合は市役所と協力して注意書を配布し た。同時に、その他県主催の講演会、座談会、活動写真会などにも積極的に関与した。1937 年の結核予防デーには、例年と同じく結核予防標語ポスターを配布した。 同年 11 月 29 日、 同組合の協力を得て、市公会堂において更生会(静岡市療養所退所者よりなる会)の主催のよ り、結核予防座談会が開かれた。同年 12 月 1 月よりの健康週間中の事業の一環として、静 岡市療養所に2人詰の外気小屋(筆者注 結核軽症患者の収容)1棟およびその他備品を寄贈 した。1938 年 5 月 17~23 日、国民精神総運動健康週間の全国一斉実施に際して、同組合 もその実施に関与した。1939年5月2.日、市役所において、静岡県および静岡市の主催に より、衛生座談会が開かれた。同組合からは組合長以下役員も出席した27。

#### (2)消毒事業

)

同組合は結核予防事業の一端として、最初に結核患者の家屋消毒を実施したのが 1909 年

4月であった。それ以降も、実施回数を重ね、1913年6月に強化を図るため、消毒班を設 置することに至った。同年 10 月に事業を開始し、主に結核患者の家屋、使用の衣服など病 毒に汚染されたものを消毒対象とした。瓦斯(フォルマリン)消毒、薬物(石炭酸)消毒、蒸 気消毒(寝具などを対象とする)という 3 つの消毒法が用いられ、消毒対象の面積に応じて 料金を徴収するという。瓦斯消毒の料金は、8 畳一間 4 円、8 畳を増すことに 1.5 円を追加 で徴収する。薬物消毒の料金は、6畳一間1円、6畳を増すことに0.5円を追加で徴収する。 蒸気消毒の料金は、3 尺立方1個につき1円を、市外の場合は 1.5 円を徴収し、さらに、個 数に応じて割引が適用されるという。1915 年、第一次世界大戦が勃発したため、日本国内 においても、諸物価が騰貴した。とりわけ、薬品が爆騰したため、消毒料金の改正が行わ れた。1918 年 10 月、同組合は住民に消毒班の役割、利用方法を広く知らせることが目的 で、「消毒機関」という印刷物を配布した。1920年に至り、結核死亡者数の漸次増加により、 消毒班の存在が重視されるようになった。1923年、県令により結核予防の取締強化が指示 され、消毒実施回数が増加したため、3度目の消毒料金改正が行われた。同時に、捕鼠奨励 の印刷物も配布された。1939年8月24日、静岡県令第74号により「結核予防法施行細則」 の第七条が改正された。従来から消毒対象であった結核患者の家屋、使用の衣服、寝具な どに加え、市域において家主が家屋の賃貸を行うごとに、家屋を消毒する必要があること が定められた28。

### 4、腸チフスその他の予防

#### (1) 腸チフス予防注射

腸チフスは、当時毎年に流行する悪疫であり、その死亡率は最大時 40%に達することさ えあった。1893年百名余りの患者が発生して以来、官民ともにその撲滅に務めてきたが、 根絶するには至らなかった。1925年、患者数は498名(1924年の患者数は164名)を記録し た。1930年、地域合併により、静岡市の人口が20万人を突破した。1938年、220名の患 者が発生し、7月~9月になると未曾有の大流行になり、死者数が72名に達した。急増し た患者を収容するため、伝染病院は3棟の仮病室を増築することで対応した。同組合は、6 月26日~7月3日にかけて、小学校などの7ヶ所において防疫活動写真講話会を開催した。 8月3日より約1ヶ月間、静岡県衛生課、静岡警察署、静岡医師会から講師を招き、街頭や 寄席、活動写真館などにおいて、短時間の衛生講話を試みた。また、8月4日、静岡市商品 陳列所において、各町総代および同組合役員を招集し、腸チフス予防に関する協議会を開 いた。組合各部において石油乳剤の配布、撒布を統一し、各町においても 1 ヶ月間の消毒 水(昇汞水)の同時配布が決議された。翌25年に、「チフスの話」という冊子5千部を配布 した。1925年7月20日、腸チフス菌の発見を記念して、この日を記念日とし、防疫の一環 として、各府県において腸チフスに関する予防宣伝が行われた。本組合は、静岡県衛生課 と協力して、講演会、活動写真会を開催し、同時に宣伝ビラを撒布した。1926年5月、静 岡県訓令甲第10号をもって、腸チフス流行地域において特別予防実施方法の実施が命じら

れた。同時に、静岡市の35 ケ町が腸チフス流行地域として指定された。これを受け、静岡市において、5 名の伝染病予防委員を設置し、さらに専任吏員を増員することで対応した。同時に、予防に関する小冊子および宣伝ビラを配布し、予防の普及を図った。さらに、指定町に対し、幼老者を除いた住民全員に予防注射も施行した。同組合は、8月2日より9月10日まで、各町の衛生委員を動員し、これらの予防事業に従事した。以上の活動が功を奏して、患者数は122名に食い止めることができた。35 ケ町が腸チフス流行地域指定という不名誉を挽回するため、1927年6月20日~7月19日の間、静岡市において腸チフスの予防注射が行われ、7月17日より1週間を伝染病予防週間とした。同組合も積極的にこの事業に関与した。1928年6月25日~7月18日にかけても、静岡市において腸チフスの予防注射が行われ、同組合もこの事業を参加した。同年7月14日より1週間を県下一斉伝染病予防週間と定められたことにより、静岡市は警察署の協力を得て、住民の健康調査を行い、腸チフス患者の早期発見に努めた。同組合も市長の委嘱により組合員を動員して、この事業に協力した。それ以降も、同組合は、市内において腸チフス予防注射および住民の健康調査が行われる際、積極的にこれに関与・協力した29。

# (2) 腸チフス内服予防薬の奨励

同組合は、伝染病予防の一環として、内服予防薬の服用を奨励している。1933年より、 赤痢、疫痢内服予防薬を購入し、1935年より腸チフス内服予防薬も共同購入して、実施した。服用奨励および服用注意書を配布した<sup>30</sup>。

# (3) 腸チフス早期診断

1939年4月、本組合において、血液その他により腸チフスの早期診断が可能となり、医師会を通じて市内の各医師に関連書類を配布した。同年中、受け付けた早期診断の申込が20数件しかなかった。翌40年にも、継続的に早期診断の申込を受け付けたが、結果的に申込件数が多数に達しなかった。しかし、それ以降、早期診断の申込件数が漸次増加し、腸チフス予防に効果が発揮していった<sup>31</sup>。

# (4)赤痢·疫痢内服予防薬服用奨励

1903 年、赤痢が大流行した。これに対し、同組合は市内 22 ヶ所において衛生講話会を開いた。同時に、静岡市では患者が発生した区域の交通を遮断し、交通遮断区域内の住民に対し、患者隠蔽を防ぐため、一人あたり 1 日 10 銭(当時の鰻丼が 12 銭)の生計費を給付した。1907 年より、赤痢患者の統計をみると、概して増加する傾向にある。昭和時代に入り、1927 年、1933 年を除けば、戦前は毎年百名以上の患者が発生し、最大時に 282 名(1938年)に達したという。しかし、一方で赤痢患者の死亡率に注目すると、1912 年の 27.77%、1923 年の 25.42%を最高とし、昭和時代に入ると死亡率が減少する傾向にあった。1938 年の 282 名の患者の死亡率は、6.74%にまで減少した32。

疫痢は、最初に赤痢の中に含めて計上されていたが、1911年よりこれを単独で取り扱うこととなった。同年に発生した患者はわずか1名であった。1912年には、19名の患者が発見され、それ以降も逐年増加し、1925年に至り、患者が百名を越えたという。昭和時代に

入り、ますます増加する傾向がみられ、特に **1938** 年に 316 名の患者が発見された。疫痢患者の死亡率が高く、最少でも 36.6%、最大時に 83.67%(**1921** 年)に達したという<sup>33</sup>。

同組合は、赤痢、疫痢予防のため、1933年より赤痢、疫痢内服予防薬を共同購入することにした。伝染病院製造の「赤痢・疫痢内服ワクチン」を指定薬とし、1 人あたり 1 回分 18 銭で提供することにした。6 月 1 日よりその取扱いが開始され、購入申込者数は 10,669名に達した。翌 34 年にも、服用奨励が継続された。1935年、静岡市内に発生率が高い町を指定し、町内の児童に対し、無料で予防薬を交付した。同時に、静岡県警察部衛生課製造の「赤痢・疫痢内服予防薬」を共同購入し、5 月 21 日より取扱いを開始した34。

# (5) ヂフテリヤ予防注射

1908 年、静岡市においてヂフテリヤが大流行し、それ以降も毎年に 20、30 名の患者が出た。1918 年、患者数が 74 名に達し、その後減少するも、昭和時代に入ると、再び著しく増加することになった。同組合はヂフテリヤ予防事業として、毎回のヂフテリヤ注射に協力した。特に、1935 年、静岡市においてヂフテリヤおよび腸チフスの発生地域に対し予防注射を実施した際、同組合は組合員を動員し、その事業に協力した。予防注射の施行区域は、ヂフテリヤ 11 ヶ町 33 回、腸チフス 46 ヶ町 92 回であった。翌 36 年にも、予防注射が行われ、同組合もこれに協力した。それ以降も、予防注射が行われるたび、同組合がこれに協力したという35。

### (6)流行性感冒

)

1919 年末より翌 1920 年 3 月に、静岡県において、流行性感冒が大流行した。静岡市において、同組合は警察署と協力し、予防注射を励行し、沈静化を図ったが、それでも 400 余名の死者が出したという。1920 年 1 月、同組合は「流行性感冒につきての注意」を配布した。それ以降、流行性感冒がはやるたび、同組合は静岡市と協力し、その予防に努めた<sup>36</sup>。 (7) トラホーム

トラホームは、人命にかかわることがなくとも、甚だしいとき失明をもたらす恐れがある。それに加え、感染が迅速であり、回復した後でも再発することもある。1897年頃には、静岡市において数千人の患者が発生し、蔓延する兆しがみられた。1898年、市内においてトラホームの検診が行われ、同組合は組合員を動員してその事業を参加した。トラホームは、児童が感染する確率が高く、とりわけ小学校児童の感染機会が一番多かった。そこで、1916年には小学校児童を対象にトラホームの無料治療が開始され、総計千5百91名の児童を治療した37。

#### (8) 伝染病撲滅運動優勝旗授与

同組合は、過去 3 年間組合部内に伝染病患者が少なく、伝染病撲滅運動の成績優良の部に対し、1939年より優勝旗を授与し、その功績を表彰した<sup>38</sup>。

### 5、蝿駆除と捕鼠の奨励

# (1) 蝿駆除

1918年8月、同組合は伝染病予防およびその他一般衛生上の注意を喚起するため、「蠅 駆除法」を配布した。1920年8~9月、静岡市内の小学校に委嘱して、小学校児童に蠅を捕 獲させ、同組合が買い取ることを試みた。買取価格は、1 合につき 10 銭(500 匹で 1 合に換 算する)。結果的に捕獲数量は僅少であったが、一般住民の注意を喚起させたという。1923 年、同組合は静岡市の協力を得て、蠅駆除を奨励すると同時に、蠅取り紙を廉価で販売し た。その単価について、不明であったが、同年に4万百余枚、翌24年に1万9千4百余枚 を販売した。さらに、蠅駆除に関する活動会をも開催した。それ以降も、毎年に廉価の蠅 取り紙の販売や活動写真会などを実施するようになった。1935年より、同組合は蠅取り紙 の共同購入を開始した。合併により、静岡市内における農業地域が拡大したため、これら の地域において蠅取り紙および駆除剤の励行が容易ではなかった。そのため、従来の市街 地区域に対し駆除剤の共同購入を開始したほか、農業地域に蠅取り紙の共同購入を取り扱 うようになった。共同購入に申し込んだ町数は、92ヶ町であり、その数量は3万8千6百 枚に達した。1936年5月6日~9月末日までの間、蠅取り紙の共同購入を申し込んだ町に 対し、1 枚あたり 5 毛の補助金を交付することにした。同時に、市内の隣接村に対しても、 市内と同一価格で販売し、その売り上げ枚数は4万余枚を数えた。1937年は補助金を1枚 あたり1厘に増額し、1938年はさらに3枚あたり5厘5毛に上げた。補助金を交付するこ とにより、蠅駆除を一層に強化したいという狙いがある39。

)

また、同組合は蠅の駆除剤として、石油乳剤の使用を奨励した。1925年、静岡市と共同 で、各町こどに石油乳剤の原料を購入して希薄した後、住民に配布することにした。購入 した原料は、合計石油4石9斗7升5合で、石鹸水百4貫で、クレゾール5斗であった。 需要量の増加につれ、1928 年より同組合において共同で購入することにした。合計石油 8 石1斗3升、粉石鹸147貫を共同購入した。1930年に、昭和天皇が静岡市に行幸すること となり、同組合は静岡市と協力して蠅の徹底駆除に努めた。特製石油乳剤を調整し、1戸あ たり 2.3 勺の無料配布を行った。翌 31 年 4 月中、静岡市の特製石油乳剤原液 K 第 1 号を 1 戸あたり 2.5 勺を無料で配布した。1932 年、特製石油乳剤原液 K 第 1 号およびビクロゾー ルを指定薬とし、購入した町に対し原価の1割の補助金を交付することにした。7月4日よ りその取り扱いが開始された。購入申し込んだ町数は 65 ヶ町で、購入原料は K 第 1 号 11 石、ビクロゾール4斗を数えた。また、直接に販売元に購入申し込んだ町数は175ヶ町で、 20 石 9 斗を購入した。合計で 204 ヶ町で、31 石 4 斗を購入することになった。同時に、同 組合は冊子(「蠅の駆除法」)を配布し、その駆除を励行した。1934 年、補助金の交付が継 続されるほか、駆除剤の一部を変更した。1935 年、さらに 1 種の駆除剤(「不二乳剤」)を 追加し、駆除剤が4種となった。その取扱いは5月28日より開始された。1935年に石油乳 剤原液の引火爆発事件が発生したため、5 月 27 日に区長、町総代、衛生委員あてに、石油 乳剤使用者に対し、その取扱注意を促した。1936 年、駆除剤 3 種を指定薬とし、5 月 6 日 ~9 月末日まで共同購入した。1939 年も、蠅駆除を励行するため、石油乳剤および蠅取り 紙の共同購入が実施された<sup>40</sup>。

# (2)捕鼠買上

1923年5月1日より、静岡市において防疫活動の一環として、捕鼠買上げが実施される ようになった。市が鼠1匹あたり2銭で買上げ、さらに年間3回抽選をもって当選者に懸 賞金を交付した。また、静岡警察署の協力を得て、同組合の事務所のほか、静岡警察署お よび市内各巡査所を捕鼠買上げの取扱所とした。懸賞金の給付により、一般住民の注意を 喚起させることが目的であった。その結果、同年に買い上げた鼠の総数は1万8百 44 匹で あった。しかし、その後1924年、その買上げ総数は5千4百91匹で、前年比の半分程度 にまで減少し、さらに、1925年には千8百61匹、1926年には千7百80匹まで激少した。 市は挽回策として、1927年6月より、1匹あたりの買上げ単価を3銭にし、さらに抽選懸 賞金 7 割増しということを打ち出した。その結果同年の買上げ総数が 7,035 匹に達し、前 年より著しく増加したという。1928年より、鼠の買上げ総数が2千匹に達するごとに、抽 選を行われるようになった。その影響で、買上げ総数が1万9千218匹を記録した。1930 年7月より捕鼠買上げの取扱所をさらに6箇所増加したことにより、当年度の買上げ総数 が 3 万 144 匹という最高記録を作り出した。1931 年 4 月 1 日より、1 匹あたりの買上げ単 価を 1 銭に値下げし、抽選懸賞金を増額した。当年度の買上げ総数は 2 万 5 千 591 匹であ った。1932 年 4 月 1 日より、鼠の買上げ総数が千匹に達するごとに、抽選を実施するよう になり、同時に抽選懸賞金をも増額した結果、買上げ総数が1万数千匹であった。1933年、 鼠・蝿の害および駆除法などの印刷物を配布した41。

### 6、各部一斉巡検、健康週間、衛生デー

### (1)各部一斉巡検

)

1928、29 年、静岡市において、伝染病予防週間の事業として住民の健康状態調査が行われた。同組合はこの事業に参加し、協力したという。1930 年 3 月 10 日~26 日、事業の強化を図り、伝染病予防その他日常一般衛生状態調査の指導を目的として、一斉巡検が施行された。同組合は、一斉巡検の施行方法および部内巡検要綱を作成して、この活動に積極的に参加した<sup>12</sup>。

# (2)健康週間

健康週間は、1930年11月1日より、静岡県および静岡市主催のもとに行われた。施行された事業は、衛生展覧会、活動写真、衛生浪花節、ポスター・宣伝ビラ、講演会、訓話、衛生一善主義実行、運動競技会、衛生談話会、寄生虫・血液・溶痰検査、健康祭、接客業者臨検、寝具洗濯其他日光消毒等、消毒、理髪店清潔、鍼灸・按摩業清潔、一般励行、体力検査所設置、水質検査、飲食物良否鑑別宣伝、無料妊婦鑑定及相談所設置、看護婦巡回訪問、マーク宣伝、新聞宣伝、武道大会、工場講話、マーク貼布、健康週間マークという28項目であった。同組合も、静岡市と共同で市内5ヶ所に活動写真会を開催した。観覧者数は6万7千2百余名であった。同時に、2夜(3、4日)連続で「健康」をテーマとした帆船型直車をもって、官民共同の健康祭行列行進を参加した。翌31年11月1日よりの第二

回近県聯合健康週間に際しても、同組合はそれを呼応して、組合内各部において一斉巡検 を施行した。1932年には、一斉巡検に際して、蝿駆除の状況を調査した。1934年には、衛 生状態調査のほか、患者の早期発見にも努めた。7月9日~30日にかけて、市吏員、警察 官、組合衛生委員各1名を単位として、静岡全市2万8千余戸を訪問し、約14万8千人の 検病的調査を施行した。同時に、赤痢・疫痢内服予防薬の服用状況調査をも行った。さら に、同年 11 月 25 日より 1 週間、県下一斉健康週間に際して、同組合は市役所、警察署の 施行事業に協力した。1937年5月9日、静岡県および静岡市共催のもとに、勤労者健康増 進週間が施行された。同組合は助成金を交付してその事業に協力した。また、同年 11 月 26 日より1週間、前年と同じく県下一斉に健康週間が行われた。同組合は3万9千枚の宣伝 ビラを配布し、静岡市と共同で市公会堂において健康増進講演を行うほか、市役所衛生課 に協力して、軍隊宿営地域内における健康調査をも施行した。46 回にわたり、1 万 3 千 333 世帯にして、7万1千66名を調査した。1938年5月17日より1週間、国民精神総動員健 康週間が施行された。静岡市において、健康祈願祭、座談会、結核患者の慰問ならびに実 況調査、夜間健康相談所の開設、夫婦共八十歳以上健康者表彰、保健思想涵養のため小学 校児童の成績物展覧会、宣伝ビラの配布などの事業が行われ、同組合もこれらの事業に参 加した。同年 6 月、静岡市内西部方面において、伝染病(赤痢・疫痢)が続発したため、同 組合は部長会議の決議をもって、組合役員を派遣して各町委員とともに住民の健康調査を 施行し、予防警戒にあたらせた。1939年5月1日より、健康週間の施行に際して、静岡市 の協力を得て、4万枚の栄養ポスターを配布したほか、5月7日に武運長久健康増進五社参 拝のマラソン競走を催した43。

### (3) 衛生デー

1921年10月15日の全国衛生組合聯合会の申し合わせに基づき、警察署、市役所、医師会の協力を得て、同組合が主催となり、衛生デーを施行した。その事業は、宣伝ビラの配布、街頭に衛生宣伝文句いれの芳灯の配置、衛生宣伝都々逸染抜の手拭き、手巾(手拭き1筋30銭、手巾1枚7銭)の販売、小学校児童への宣伝小旗の配布、活動写真会の映写(映写の幕内に同組合の役員、医師の講話なおも実施)であった。1927年には第1回全国児童保護事業会議の決議に基づき、財団法人中央社会事業協会主催のもとに、5月1日より全国一斉に乳幼児愛護デーが施行された。静岡市においてもこの事業が施行され、同組合も参加した。後年(1936年10月6日)、同組合は1千部の「子供を上手に育てる注意の数々」という小冊子を市役所に提供し、初生児出産の届出を提出する者を対象に無料で交付した。1933年には、同組合は歯科医師会の協力を得て、6月3日~5日に虫歯予防デーを実施した。その際、活動写真を用いたという。1937年には郡市歯科医師会と共催した際、同組合より若干の助成金が交付された。それ以降も、同組合は毎年にこの事業に協力した44。

# 7、下水道敷設と井水検査

### (1)下水道敷設

明治時代の静岡市では、下水溝渠が不完全であったため、豪雨が降れば忽ち雨水が氾濫し、街路の水没や家屋の浸水を引き起こし、伝染病の発生をもたらした。そこで、溝渠改良、下水道敷設に力をいれるなど、伝染病予防策を行った。1892年1月9日、静岡市内において711戸も焼失した大火災が発生した。その後の再建について、同組合長宛てに静岡市長および医師などより下水溝渠改良が要望されたことと相まって、同組合は29日に臨時会を開き、溝渠下水の掘削を市参事会に建議することにした。さらに、2月に静岡県知事宛てに溝渠下水改修の技師の派遣を請願した。それ以降、30余年を経過し、1925年1月には静岡市において、下水道敷設が着工され、溝渠の大改修が行われた。旧市内の下水道工事はほとんど完了し、併合町村の下水道工事の開始も予定された。静岡市内の下水道敷設事業について、同組合は直接に関与したわけではなかったが、いちはやく建議を上申し、当局の注意を喚起させた。また、1924年度の静岡県会において、静岡市水道敷設事業補助の審議が行われた際、同組合も各県会議員宛てに陳情書を提出するとともに、各議員の説得に奔走した45。

### (2) 井水検査

)

井水検査は同組合創設当初から毎年に施行された事業であった。1903年の赤痢流行に際して、同組合は役員、職員ならびに委員を総動員し、静岡市内の4千5百余箇所の井戸を検査した。1914年に未曾有の大洪水が発生した際、同組合は罹災者に対し飲料水の提供および井水検査を行い、献身的に働いた。1918年に静岡県第1回衛生功労者表彰が行われた際、この功績が評価され、県下衛生組合中第一に表彰されたという46。1930年より静岡県および静岡市の主催のもとに、健康週間が実施された際、同組合もこの事業に参加した。1931年に健康週間の実施に際しても、同組合は一斉に各部巡検を行い、井戸およびその周囲の状況を検査した47。

また、同組合は以前から便所ならびに下水溝渠などの消毒をも実施していた。1915年に赤痢、腸チフスが流行した際、同組合は9月20日~10月23日まで、全市にわたり便所ならびに下水溝渠などの消毒を実施した。便所の消毒数は1万2千576箇所、下水溝渠の消毒延長は18里15町余に及んだという。さらに、1924年度の全国都市衛生組合聯合大会において、浄化式水洗便所に関する議案を提出した。この議案が可決された後、その処分研究方法を政府へ建議した<sup>48</sup>。

### 8、静岡衛生時報の刊行

1932年10月に同組合の機関誌である「静岡市衛生組合時報」が刊行された。その内容は同組合の機構、事業、経費などをはじめ、一般衛生上の事項も合わせて掲載した。同組合職員および各町総代その他を対象に無料で配布した。ただし、同組合の諸事情により、毎月に発行するという形式ではなかった<sup>49</sup>。

# 第二節 衛生組合の活動と食品衛生

一、東京府衛生組合(南多摩郡) の活動

南多摩郡衛生組合について、具体的にその活動を示した記述ではなかった。発行している会誌 (「南多摩郡私立衛生会雑誌」)50において、管区内あるいは管区外の情報組合員に広知させる ことが目的であり、組合員の間で衛生に関わる情報を共有した経歴がある。組合員に情報を公開することにより、安心を与えたことが狙いのである。

# 二、大阪府衛生組合(鷲洲・城北)の活動

# 1、鷺洲衛生組合

)

鷺洲衛生組合は **1914** 年 9 月 13 日の認可に基づき、鷺洲町衛生組合規約が制定されたことにより、創設された組織であった。規約の中から飲食物関連条項を抜き出してみると、主に伝染病予防が念頭に置かれていたことがわかる。**1924** 年 3 月に組合規約の改正が行われたが、飲食物取締に関連した項目の追加がなかった。**1929** 年、一部の規約改正が存在した<sup>51</sup>。

# 鷺洲町衛生組合規約(抜粋)(1914年)

- 一、本組合に於て實行すべき事業の概要左の如し。
- (ロ)飲料水質の良否に注意し、不良なるものに對しては適當なる方法を講ずること。
- 二、本組合員の各戸に於て左の事項を實行すること。
- (ホ)平素不良の井水を飲料とせざるは勿論、傳染病流行の時は、總て食物は一旦煮沸したるものを用ふること。
- (へ) 傳染病流行時に際し、各戸相互間に飲食物の贈与を為さざると共に、腐敗に傾きたるもの、または未熟の果物等、傳染病の誘引になるべき食物を用ひざること。

#### 鷺洲町衛生組合規約(抜粋)(1924年)

#### 目的及び事業

第二条 本組合に於て實行すべき事業の概要左の如し。

#### 一、平時

ニ、飲料水質の良否に注意し、不良なるものに對しては適當なる方法を講ずること。 組合の権利義務

第十八条 本組合員は、各戸に於て左の事項を實行すること。

### 二、傳染病發生時

- イ、飲料は勿論、總て食物は成る可く煮沸したるものを用ゆること。
- ロ、腐敗に傾きたるもの、または未熟の果物、其他傳染病發生の誘引になるべき飲食物を用ひざること。
- ハ、各戸間、相互に飲食物の贈与を癈すること。

鷺洲衛生組合規約改正案(抜粋)(1929年)

第三章 組合の権利義務

第十条 本組合に於て實行すべき事業の概要左の如し。

- 一、平時
  - (ハ)不斷鼠族及蝿類の駆除をを勵行し飲食物は必ず相當なる容器に収蔵すると共に鼠族、蝿類の餌料となるべきものを散逸せしめざる事。
- 二、傳染病發生時
  - (イ)飲食物はなるべく煮沸したるものを用ふる事。
  - (ロ)腐敗に傾きたるものまたは未熟の果物其他傳染病發生の誘引となるべき飲食物を 用ひざること。
  - (ハ)各戸間、相互に飲食物の贈与を癈すること。

出所:鷺洲衛生組合二十年史編輯委員会編「鷺洲衛生組合二十年」鷺洲衛生組合、1933年。

### 2、城北衛生組合

)

1898 年、村長磯野宇兵衛が規約を制定し、郡長の認可を得て設立されたものである<sup>52</sup>。 組合規約は創立当初から変わらず、改正が行われることがなかった。

城北衛生組合規約(抜粋)(1898年)

第一章 區域目的及事業

第二条 本組合ニ於テ實行スベキ事業ノ梗概左ノ如シ

- 一、平時
- 二、飲料水質ノ良否ニ注意シ不良ナルモノニ適當ナル方法ヲ講ズルコト

第四章 組合ノ権利義務

第十七条 組合區域内ニ現住シ獨立ノ生計ヲ営ムモノハ組合員トス

- 二、傳染病發生時
  - イ、飲料水ハ勿論總て食物ハ可成煮沸シタルモノヲ用ユルコト
  - ロ、腐敗ニ傾キタルモノ又ハ未熟ノ果物其ノ他傳染病發生ノ誘引トナルベキ飲食物ヲ 用ヒザルコト
  - ハ、各戸間相互ニ飲食物ノ贈答ヲ癈スルコト

出所:城北衛生組合事務所編「城北衛生組合史」城北衛生組合事務所、1942年。

### 三、静岡市衛生組合の活動

静岡市衛生組合は、1891 年 9 月 3 日に静岡市衛生組合の創設に関する委員会の決議により、創設された組織であった<sup>53</sup>。規約の中から飲食物関連条項を抜き出してみると、主に伝染病予防が念頭に置かれていたことがわかる。1907 年に組合規約の改正が行われたが、飲

食物取締に関連した項目の追加がなかった。1917年に規約改正が行われた際、飲食物取締に関連した項目をより具体的に記したが、新たな追加が見られなかった。

静岡市衛生組合規約(抜粋)(1891年)

第七條 組合員ノ履行スベキ項目概略左ノ如シ

第一項 衣服身體ヲ清潔ニシ不良又ハ過度ノ飲食ヲ為ヾル事

第四項 井邊ヲ清潔ニシ邸内ニ汚水ノ潴滞ナカラシムル事

第五項 飲料水ノ性質不良ナルモノハ細砂石ヲ以テ濾過スルカ又ハ煮沸スルカ其性質 ニ依リ之ガ改良ヲ加フルニ非ザレバ飲料ニ供セザル事

第八項 不熟ノ果實及有害ノ飲食物ヲ販賣スベカラザル事

第九項 露店又ハ店頭ニ列スル食物ハ硝子等ノ蓋ヲナシ蝿又ハ塵埃ヲ防グベキ事 附則

ト、有害及腐敗ノ傾キアル飲食物又ハ未熟ノ果物ヲ販賣シ若クハ之ヲ飲食セザルコト チ、總テ飲食物ニハ蚊蠅塵埃等ヲ除去スル為メ必ズ相當ノ覆蓋ヲ設クル事、殊ニ販賣スル モノハー層留意スル事

静岡市衛生組合規約(抜粋)(1907年)

第四条 本組合ハ傳染病防豫防及平素一般衛生ノ周到ヲ圖ルヲ目的トス

- 一、本組合員ノ實行スベキ項目ハ左ノ如シ
  - イ、飲料水ノ水質不良ノモノハ相當改良方法ヲ講ズル事
  - ハ、土地ノ情況ニ依リ良水ヲ求ムル途ナキ場所ハ相當ノ濾過器ヲ用ユルカ若クハ煮沸 ノ上使用スルコト

傳染病流行時ニ在リテハ一般ニ煮沸水ヲ用ユル事

静岡市衛生組合規約(抜粋)(1917年)

第四条 本組合ハ傳染病防豫防及平素一般衛生ノ普及ヲ圖ルヲ目的トス

- 二、本組合員ノ實行スベキ項目ハ概ネ左ノ如シ
  - イ、不良飲料水ナリト注意ヲ受ケタル時ハ速カニ改善ヲ行フ事
  - ハ、飲料ノ良水ヲ得ル途ナキ場所ハ濾過器ヲ用ユルカ又ハ煮沸して使用スルコト、傳 染病流行時ニ於テハー般ニ煮沸シタル水ヲ用ユル事
  - ホ、有害及腐敗ノ傾キアル飲食物又ハ未熟ノ果物ヲ販賣シ若クハ之ヲ飲食セザルコト
  - へ、總テ飲食物ニハ蚊、蠅、塵埃等ヲ避クル為メ必ズ相當ノ覆蓋ヲ設クベシ、殊ニ販 賣ニ属スルモノハー層留意スル事

出所:静岡市衛生組合編『静岡市衛生組合五十年史』静岡市衛生組合、1940年。

以上のように、大阪府(鷲洲・城北)、静岡市の衛生組合規則から、平時より住民に飲食物

衛生への注意を促すのではなく、あくまでも疫病が発生した際、病原菌の媒介になる恐れがある飲食物とりわけ飲料水の衛生への注意を促す傾向が強くみられる。

### おわりに

)

戦前期日本における市町村衛生組合は政府太政官・内務省の指示のもとに設置されたものであり、必ずしも地方住民の自主性に基づいて設立されたものではなかった。それを裏付ける点として規約は指導方針の多くの文面が共通しており、地域の個性的取り組みは必ずしも多くはなかったことがあげられる。戦前期の衛生組合に取って主要な関心事は、一言で言って防疫であり、赤痢やコレラ、腸チフスといった流行病の蔓延を食い止める点に関心が集中していたと言ってよい。飲食物の安全性に関する関心も、防疫との関連で意識されており、今日で言うところの食品衛生というより、公衆衛生とその部分領域である環境衛生問題の一領域として水や食品の問題が意識されていたと考えるべきであろう。井戸を中心とする水回りへの関心、蠅や鼠の防除に対する関心の高さはこうした文脈から理解することができる。本来食品衛生の概念が公衆衛生問題の防疫問題から分離して生成した経緯を考えれば当然のことと言えるだろう。ただし部分的とはいえ、食中毒をはじめとする伝染病とは区分される食品被害に対する関心も見ることができ、こうした問題に対する地域社会の取り組みが戦後日本の食の安全への意識につながったと推定することも可能であるが、戦前を分析対象とする本稿においては今後の課題としたい。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>尾崎耕司「昭和恐慌期の地域団体について一衛生組合と屎尿汲取料問題一」(神戸市企画調整局『神戸の歴史』第 19 号、1988 年所収)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>尾崎耕司「衛生組合に関する考察: 神戸市の場合を事例として」(大手前大学・大手前短期大学『大手前大学人文科学部論集』6、大手前大学・大手前短期大学、2005年所収)。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>尾崎耕司「衛生組合に関する考察: 神戸市の場合を事例として」(大手前大学・大手前短期大学『大手前大学人文科学部論集』6、大手前大学・大手前短期大学、2005年所収)。56頁。

<sup>4</sup>静岡市衛生組合編『静岡市衛生組合五十年史』静岡市衛生組合、1940年、1頁。

<sup>5</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、2頁。

<sup>6</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、3-4頁。

<sup>7</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、25-26頁。

<sup>8</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、26頁。

<sup>9</sup>資料のこの箇所は、「区」という表現が用いられるが、資料の他の箇所は、すべて「部」という表現が用いられている。

<sup>10</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、26頁。

<sup>11</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、27頁。

<sup>12</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、27頁。

<sup>13</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、27頁。

<sup>14</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、27頁。

<sup>15</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、27-28頁。

<sup>16</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、28頁。

<sup>17</sup>静岡市衛生組合編、前掲書、251頁。

```
18静岡医会:後「静岡医師会」と改名されるが、ここでは「静岡医会」と表記する。
19静岡市衛生組合編、前掲書、252-256頁。
20静岡市衛生組合編、前掲書、257頁。
21静岡市衛生組合編、前掲書、257-260頁。
22静岡市衛生組合編、前掲書、260-262頁。
23静岡市衛生組合編、前掲書、262-264頁。
24静岡市衛生組合編、前掲書、264-266頁。
25県令の詳細について、筆者が確認できなかった。今後の課題としたい。
26静岡市衛生組合編、前掲書、268-269頁。
27静岡市衛生組合編、前掲書、269-273頁。
28静岡市衛生組合編、前掲書、273-279頁。
29静岡市衛生組合編、前掲書、279-281頁。
30静岡市衛生組合編、前掲書、282-284頁。
31静岡市衛生組合編、前掲書、284·286 頁。
32静岡市衛生組合編、前掲書、286-287頁。
33資料の原文において、統計地域が示されていなかったが、統計の数字から推測すると、お
そらく静岡市における統計である可能性が高い。静岡市衛生組合編、前掲書、287頁。
34静岡市衛生組合編、前掲書、287-288頁。
35静岡市衛生組合編、前掲書、288-289頁。
36静岡市衛生組合編、前掲書、289頁。
37静岡市衛生組合編、前掲書、291頁。
38静岡市衛生組合編、前掲書、291頁。
39静岡市衛生組合編、前掲書、292-293頁。
40静岡市衛生組合編、前掲書、293-298頁。
41静岡市衛生組合編、前掲書、298-303頁。
42静岡市衛生組合編、前掲書、303-304頁。
43静岡市衛生組合編、前掲書、306-310頁。
44静岡市衛生組合編、前掲書、310-312頁。
45静岡市衛生組合編、前掲書、312-315 頁。
46静岡市衛生組合編、前掲書、315頁。
47静岡市衛生組合編、前掲書、317頁。
48静岡市衛生組合編、前掲書、317頁。
49静岡市衛生組合編、前掲書、318-319頁。
50南多摩郡私立衛生会事務所「南多摩郡私立衛生会雑誌」第三号、1899年(近現代資料刊行
会企画編『近代都市環境衛生叢書 2 近代都市の衛生環境(東京編) 25 衛生・保健④』近
現代資料刊行会、2009年所収)
51鷺洲衛生組合二十年史編輯委員会編「鷺洲衛生組合二十年」鷺洲衛生組合、1933年(近現
代資料刊行会企画編『近代都市環境衛生叢書 1 近代都市の衛生環境(大阪編) 29 衛生・
保健⑩』近現代資料刊行会、2007年所収)
```

53静岡市衛生組合編、前掲書、3-4頁。

会、2007年所収)179-181頁。

)

52城北衛生組合事務所「城北衛生組合史」山本弘栄社、1942年(近現代資料刊行会企画編『近代都市環境衛生叢書 1 近代都市の衛生環境(大阪編) 31 衛生・保健⑫』近現代資料刊行